

参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第九号

平成十五年五月二十一日(水曜日)

午前九時開會

五月二十日 委員の

神本美恵子君
鈴木 寛君
川橋幸子君
松井孝治君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

國務大臣 内閣總理大臣 小泉純一郎
總務大臣 吉川亮之助

辻 高嶋 良充君 泰弘君
内藤 正光君 藤原 正司君 松井 孝治君
魚住裕一郎君 山本 保君 八田ひろ子君 吉川 春子君
岩本 荘太君 森 ゆうこ君 福島 瑞穂君

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(尾辻秀久君)　ただいまから個人情報の保護に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、神本美恵子君及び鈴木寛君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君及び松井孝治君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官藤井昭夫君、警察庁長官官房長吉村博人君、警察庁刑事局長栗本英雄君、金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁総務企画局参事官西原政雄君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省自治行政局長畠中誠二郎君、総務省自治行政局公務員部長森清君及び総務省政策統括官大野慎一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

今日は警察問題の集中的質疑ということで、國家公安委員長にお越しをいただいております。

この間、私が取り上げ、一部マスコミにも報じられた警察と大手金融会社武富士との漬着問題についてお伺いをしたいと思うんです。

この問題は、まず第一に、個人の犯歴まで書かれた警察の内部資料と思われる文書が民間事業者

にすぎない個人金融業者とのところから外部に持ち出されたというところにあります。これについて、質疑で栗本局長は、現在恐喝事件で捜査中の被害会社から持ち出したその資料であるということが報道されておりますが、その内容と非常に同様の内容だというように判断をいたしているところでございますと、こう答弁をされておりま

す。

まず、警察庁に確認したいんですが、つまり私が提出をし、また警察庁にもお渡しをしたある人物の右翼標ぼう暴力団個人カードなる文書は武富士から持ち出されたものと同一である、つまり私が示したものと同一のカードが少なくとも武富士にあったということはお認めになりますか。

○政府参考人(栗本英雄君) 委員御指摘のとおり、恐喝事件の捜査の中で得られました資料の中には、これまでお認めになるわけです。それで、しかし警察にこれと同じカードがあるのかどうかと、これは答えられないということでありました。今回のカードは週刊誌の報道で氏名が出てしまっております。だから、それを答えると、警察がその人物のカードを作っていることが明らかになり、プライバシー上問題があると、こういう理屈だと思うんですね。

それならば、仮にお伺いしたいのですが、私が何も記入されていない個人カードの用紙を提出をして、これは警察で使われているものかと質問したら、あなた方は事実に基づいて正確に答弁をされますか。

○政府参考人(栗本英雄君) ただいまの御質問は、先生がどのような様式、内容の資料を私にお示しになるのかちょっと分かりませんけれども、私も、前にも御答弁申し上げましたように、暴力団対策上、捜査活動あるいはあらゆる警察活動を通じて暴力団あるいは暴力団員等に関します情

報を入手し、資料化し、それを対策に効果的に生かしておるところであります。

どのような形で管理しているか否か等につきましては、申し上げることは大変犯罪捜査等に支障を来しますので、答弁を差し控えさせていただきたいということになろうかと思います。

○宮本岳志君 なかなかよく分からぬ話なんですが、ただ、だれのカードを作っているのか、あるいはだれのカードはあるのかどうかと、こ

う聞くと答えることはできないということはよく分かるんですね。しかし、どのようなカードを作っているか、どういうことを、どういう内容を情報として集めているのかと、そこまで公表できないというのが非常に私どもは引っかかるわけであります。

ならば、もう一つ聞きますけれども、警察が同趣旨がちょっとよく分かりにくかつたんですが、かどうかと、これは答えられないということでありました。今回のカードは週刊誌の報道で氏名が

う暴力団あるいは暴力団だけに限られておりますか。

○政府参考人(栗本英雄君) ただいまの御質問の趣旨が個人情報の収集を行っているのは右翼標ぼう暴力団対策上、いろいろな関係の情報を入手し、資料化している、その中に今のようなものがあるかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、警察がどのような観点に立つてどのように情報を取り扱っているかという

ことは、取締り対象側に対抗措置を講じられる可能性があるという観点から、その内容について申し上げることはできないということを申し上げて

いることで御理解賜りたいと思います。

○宮本岳志君 いやいや、それは先ほど聞かせていただいたんです。

暴力団に対する対応については内容も何も明かせないという御答弁なので、では聞くけれども、そういう内容も何も明かせないような情報収集をやっているのは右翼標ぼう暴力団や暴力団だけに限られるんですかと聞いたんです。いかがですか。

○政府参考人(栗本英雄君) それは暴力団対策上

必要な、先ほど申し上げましたように、暴力団あるいは暴力団構成員と、そういうものに関して情報収集は行っております。

○宮本岳志君 暴力団対策以外のところでもやっているのかやつていいのかと聞いたんです。

○政府参考人(栗本英雄君) それは現時点では私から答えるすべてのものではないかと思いますが、

警察法上、警察活動を推進するために警察法二条に定める責務の範囲内において適法になされることはあり得るかと存じております。

○宮本岳志君 捜査に一定の進展がこの問題であつたようなんですね。これ以上押し問答しても仕方がないんですけれども。

今日の新聞によりますと、新たに逮捕というニュースが流れております。その中に、「資料の中には十年以上前の警察の内部資料とみられるものも含まれており、これがお示ししたものには決して十年以上——あ、そうか、警察のものは日付はそうなつておりますかね」ということになつておつて、これが内部資料と思われるということが書かれているわけですから、

まず、これぐらいはお認めになると思うんですけども、今回の事件は少なくとも何らかの警察からの重大な内部情報の流出があつたという疑いが極めて強いと、これはお認めになりますか。

○政府参考人(栗本英雄君) そのような観点も含めて今後捜査の中で明らかにしていく問題であります、現時点においては答弁を差し控えたいと存じます。

○宮本岳志君 公安委員長、こうして国会でも問題になつてきて、そして事実、その中身も私どもからもお示しをした。そして、いよいよ一般紙も今日、内部文書と思われるものもこの中に含まれていると。そして、それが武富士にあつたということは今お認めにもなつたわけです。

これは、疑いとしては、警察の内部文書が流出したこと、それが武富士の大事なものを持ち出して、そして脅すとして捕まつたんだなという話になるわけですね。

これは、その問題とは別に、現にそこについたということなわけですから、そしてそこには数々の警察と武富士の正に癒着を示す中身があつたわけですから、それとは区別して調査をして、そして国会の場で明らかにしてほしいということを前回、刑事局長にも申し上げましたし、この場でお約束もいたいたいわけです。この点は国家公安委員長もよろしいですね。

○國務大臣谷垣禎一君) 今、区別して、捜査と調査を区別してと宮本委員はおつしやったと思ひますが、なかなか切り離すのはこれ難ishうございまして、私どもとしても、もちろん捜査は厳正に的確にやらなければならぬわけですが、それと同時に、その今おつしやった個人情報の流出事実があるのかないのか、その中身は何なのか、これはきちっと所要の調査を行つて、厳正に対処していかなければ私もいけないと思っておりまして、今捜査に当たつて、あるいは調査に当たつている警視庁も督励してまいりたいと思っております。しかし、それからその形がきちっと明らかになりますたときには国会でも御報告を申し上げなければいけないと、このように思つております。

○宮本岳志君 ちょっと前回の答弁からも後退するような答弁をされると困るんですけども、まず、確認したい、調査と報告はおやりになるんですね、国会に対して。

○國務大臣(谷垣禎一君) 調査もいたしますし、その調査の結果を国会に御報告すべきものと考えております。

○宮本岳志君 それで、私ども前回の委員会でも申し上げたし、また國家公安委員長にも是非考えていただきたいんですけれども、今正に、個人情報保護法という法案、そして行政機関の個人情報保護法案が議論されている。そのさなかに、正に確かに恐喝容疑の事件にかかわるものであるといえ、現に大手金融会社に警察の内部資料と思われるものがあつたと。そのことは事実としてお認めになつたし、そのことを、正にお出しした資料とそれが一致するということまではお認めになつてゐるわけですね。その私が示した資料と持ち出された資料とが一致すると。それがいかなるものであるかは、正にこの国会の場でも、委員会の場でも、不必要なところは消した上のことです。ますけれども、だれが見つて、なるほどこれは警察情報である疑いが強いというものですよ。ここで、そういうものがでているじゃないかと。この問題を明らかにせずして、個人情報保護法ある

いは行政機関の保護法というようなものを、そういったものでありますかというわけにそれはいかないと。やっぱりこの問題の解明が何と云つてもこの議論の前提ではないかという問題提起もされて、その中で、それはあいまいにしません、調査して報告するということでありました。その点では、正にこの国会などで、この国会の中での法案の採決がどのような流れをたどるか、我が党はまだまだ論点は残っていると思いますけれども、それはともかくとして、やはり今国会でこのことが明らかにされなければ、また明らかにされる道筋が付かなければやつぱり納得はいかないというふうに思うんですけれども、この国会中にその報告を行うということは、委員長、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君)　國家公安委員会としてもざるすると調査なし検査を進めていればいいとは思っておりませんので、できる限りこれは速やかに調査、検査を遂げるよう奮励してまいりたいと思っております。

ただ、かなり関係者も多数にわたりますし、それらを照合してきちつと結論を得るには時間が掛かるということは御理解をいただきたいと思っております。

○宮本岳志君　全容解明にどれだけの時間が掛かるかというのは、それは検査上の問題があるでしょう。だから、私はそのことは皆さん方を大いに鼓舞してやつていただければいいと思うんです。

いただきましたけれども、我々ができるだけ早くやるよう一生懸命努力はいたします。また、それはしなければいけないと思っておりますが、ただ、先ほど申し上げたように、捜査も生き物でありますから、時間を持つていつまでということを申し上げるのはなかなか難しゅうござります。一生懸命早くやるよう奮励をいたします。

○宮本岳志君 私が示した資料ですね、委員長、ごらんになりましたか。の中には、例えばもう一つ警察官の実名が挙がって、ビール券がどういう枚数、何月、毎夏冬々冬とこう配られたという資料もあります。で、それは毎夏冬、何年かにわたるものですから、枚数繰れば多いですけれども、額を出す人は決まりのメンバーですから、ダブっていますから、十数人の警察官が受け取り続けていたということを示す資料なわけですよ。それはそれで調査を進めるということは十分可能であると。

それで、必ずいつ今までにそういうことは言いくらいと、それは分かりますよ。しかし同時に、国会の開会中にその報告ができるよう頑張るとも言ってもらえないといふのでは、これはまたこちらの側も話にならないと、いかがですか。

○國務大臣（谷垣禎一君） 頑張るのは、頑張らせたいと思つております。

それで、ただ、今、委員からいただいた資料ですね、おつりやつたように実名も出ております。しかし、これがいかなる性質の資料であるか、私

り、本件恐喝未遂事件は消費者金融会社を被害としたとしていたしますもので、昨日三名、それから今日未明に一名、都合六名の者を恐喝未遂として逮捕されし、うち二名が既に公判請求をされている事案あります。

言わば単純に一人の人間がどこから資料を盗み出してその資料を基に恐喝をしたというのですれば、その人間を調べれば、言わば送った方と、いますか、一方当事者は一人で明確なわけであいまして、それとリスト等に出てくると思われる警察官などを照らし合わせて調査をすれば警察官の其違行為がそこにあったのかどうかということは比較的短期間に明確になると思います。

ただ、本件につきましては、今申しましたように、六人の、今現在で六人の被疑者がいると、該金融の、消費者金融会社からだれがその資料を持ち出したのか、今議論になつております警視庁が保管する暴力団等に関する資料の写しではなかとされるその資料がその会社のどこにあつて、ビール券の問題についても、あのビール券を渡したとする書類はどうも見たところでは当該会社の中で言わばビール券を購入するのに要する金を出すのに裏譲をするための書類とも見えるわけありますので、本当にあそこに書いてある名前の人間に渡っているのかどうかということについては、一方当事者、それから当該警察官を含めて

いは行政機関の保護法というようなものを、そうですかとというわけにそれはいかないと。やっぱりこの問題の解明が何といつてもこの議論の前提ではないかという問題提起もされて、その中で、それはあいまいにしません、調査して報告するということでありました。その点では、正にこの国会で、この国会の中での法案の採決がどのような後流れをたどるか、我が党はまだ論点は残っていると思いますけれども、それはともかくとして、やはり今国会でこのことが明らかにされなければ、また明らかにされる道筋が付かなければやつぱり納得はいかないというふうに思うんですけども、この国会中にその報告を行うということは、委員長、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 国家公安委員会としてもずるずっと調査ないし捜査を進めていいとは思つておりませんので、できる限りこれは速やかに調査、捜査を遂げるよう奮励してまいりたいと思っております。

ただ、かなり関係者も多数にわたりますし、それらを照合してきちつと結論を得るには時間がかかるということは御理解をいただきたいと思っております。

○宮本岳志君 全容解明にどれだけの時間が掛かるかというのは、それは捜査上の問題があるでしょう。だから、私はそのことは皆さん方を大いに督励してやつていただければいいと思うんです。

ただ、国会としては、この問題がこういう形で提起されて、そしてその恐喝事件ということではなくて、現にこういう資料が大手金融会社にあつたということは問題ではないかとということを、それ自身を問題にしているわけですね。だから、このことについては、やつぱり国会との関係で、少なくとも国会の開会中に報告できるよう努めることでなれば、とてもじゃないがこれ納得いかないんですけども、是非そういう御答弁いただけますか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 先ほども御答弁させて

いただきましたけれども、我々もできるだけ早くやるよう一生懸命努力はいたします。また、それはしなければいけないと思つておりますが、ただ、先ほど申し上げたように、捜査も生き物でありますから、時間を切つていつまでといふことを申し上げるのはなかなか難しうございます。一生懸命早くやるように奮励をいたします。

○宮本岳志君 私が示した資料ですね、委員長、ごらんになりましたか。の中には、例えばもう警察官の実名が挙がって、ビール券がどういう枚数、何月、毎夏冬夏冬とう配られたという資料もあります。で、それは毎夏冬、何年かにわたるものですから、枚数数えれば多いですけれども、頗るを出す人はお決まりのメンバーですから、ダブっていますから、十数人の警察官が受け取り続けていますから、十数人の警察官が受け取り続けていたということを示す資料なわけですよ。それで調査を進めるということは十分可能であると。

それで、必ずいついつまでにということは言いくらいと、それは分かりますよ。しかし同時に、国会の開会中にその報告ができるよう頑張るとも言つてもらえないというのでは、これはまたこちらの側も話にならないと、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 頑張るのは、頑張らさうたいと思っております。

それで、ただ、今、委員からいただいた資料ですねおつしやったように実名も出ております。しかし、これがいかなる性質の資料であるか、私が余り、捜査や調査の手法まで国家公安委員長が余り細かに申し上げるのもいけないと想いますが、どういう性質のものであるかということは、言わば双方を十分、何といいますか、聴くといいますか、事情を聴いて、多分この全体を総合しながら、なぜならないんだろうと思います。先ほど申しましたように、それには若干時間が掛かるということは御理解いただきたいと思います。私も一生懸命頑張らせたいと思っております。

○政府参考人(吉村博人君) 今、大臣から御答弁されたとおりでございますが、委員御承知のとおり

り、本件恐喝未遂事件は消費者金融会社を被害といたしますもので、昨日三名、それから今日未明に一名、都合六名の者を恐喝未遂として逮捕し、うち二名が既に公判請求をされている事案あります。

言わば単純に一人の人間がどこかから資料を読み出してその資料に基に恐喝をしたというのではなく、その人間を調べれば、言わば送った方ともいますか、一方当事者は一人で明確なわけであって、それとリスト等で出てくると思われる警察官などを照らし合わせて調査をすれば警察官の非違法行為がそこにあつたのかどうかということは比較的短期間に明確になると思います。

ただ、本件につきましては、今申しましたように、六人の、今現在で六人の被疑者がいると、少しある程度該金融の、消費者金融会社からだれがその資料を持ち出したのか、今議論になつております警視庁が保管する暴力団等に関する資料の写しではなく、かとされるその資料がその会社のどこにあって、どの時点でだれが入手をしたのか、あるいは、ビール券の問題についても、あのビール券を渡したものとする書類はどうも見たところでは当該会社の中で言わばビール券を購入するのに要する金を手にするのに裏議をするための書類とも見えるわけでありますので、本当にあそこに書いてある名前の人間に渡っているのかどうかということについては、一方当事者、それから当該警察官を含めて警視庁で十分な調査をやらなければならないわけではありませんし、現時点で既に相当の調査もやつております。

事は恐喝未遂事件の捜査をきちんと仕上げるということと、その過程で警察官の非違法行為があつたということであればこれは厳正にかつスピード的に処理をするのが当然のことありますので、極力調査を急いで全貌を明らかにしたいと考えております。

○宮本岳志君 委員長、少なくとも国会でこういう形で議論になり、そして国会がこの法案の内容を明確にし、うち二名が既に公判請求をされている事案で、極力調査を急いで全貌を明らかにしたいと考

というメールをいただきました。本人に開示でない場合、一定の条件の下で連邦データ保護監察官に開示がされる、フランスも似たようなシステムであると。どの国も警察は対象機関に入っています。

○政府参考人(栗本英雄君) 今の点につきましては、現在所要の調査を行つてあるところでござります。

ただ、先ほども申し上げましたように、その資料等に関連いたしまして、報道等によりますと、

し国会の中でも明らかにしていただきたいと思いま
す。

送致資料等に添付しないこととわざわざ印鑑が、
判事が押してあります。捜査資料、例えば搜索・
逮捕令状などには様々な添付資料があるのです
が、わざわざこの個人カードは令状請求・送致資
料等に添付しないことと判事が押してありなが

ですから、きちんと片山大臣に、最後、これ、御答弁いただきたいと思うんですけれども、もう一回、一言で結構ですので、お願ひします。

消費者金融会社の元幹部が、今先生御指摘の資料の作成なり入手なり、そういうようなものにかかわっているという指摘があるわけでございまして、また、その者につきましては、先ほど官房長

ば、これは公文書偽造罪だというのか、いや違うんだというのは非常に重要なふうに考えます。

ら、されている。ということは、こういう個人カードを作っていることが裁判所や外部に出るのはまずい、存在そのものが怪しい、問題だからこそ出せなかつたんではないでしようか。

律に入っているんですよ。警察機関も公安委員会も。地方自治ですから、私くらい物をはつきり言うのは少ないとと思うんですけれども、地方自治は尊重せにゃいけません。何でもこつちの言うことを押し付けちゃいかぬ、合併だつて自主的合併なんだから。

からも答弁がございましたように、既に恐喝事件の捜査の中で逮捕され、現在取調べを行っている段階でございますが、そのような中で、そのような事実があるのか否かも含めて、今後明らかにしてまいりたいと思います。

警察庁は適切、合法と考えているのでしょうか。各都道府県警にも通じる問題だと考えますが、この問題をどうお考えでしょうか。いや、大臣お願
して御質問いたします。

○政府参考人(栗本英雄君)　ただいま委員御指摘の資料ということが、そもそも論として、現在調査をしておるわけでござりますから、警視庁として、あるのか否かにつきましてはお答えを現時点においては差し控えたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、当然、暴力団に関します情

たから 今回こういう法律ができたことを十分
参照しながらそれぞれの地域の事情を考えて決め
てくれと、こういうのが地方自治なんですよ。委員の
言うようなことを言うと地方自治の侵害にな

りません。この人間が検査第四課に暴力団対策の検査第四課に在籍していたということはあるのでしょうか。あるいは、この文書は調べればすぐ分かることです。いかがですか。

いします。

○國務大臣（谷垣禎一君） まず、私は警察庁ではございませんで、警察庁を管理するという役をつとめていますので、そういう立場から御答弁

理をしているところでございます。

○森ゆうこ君　いや、そんなことを言つてはいるんじゃないんですよ。個人情報保護するということをきちんと、警察もその対象に入るということをきちっと言つてくださいと言つたんです。

時間になりましたので、終わります。

○福島瑞穂君　社民党的福島瑞穂です。

○政府参考人(栗本英雄君) 先般も答弁いたしましたが、ただいま先生の御指摘の資料は、報道されていいます資料等は具体的な個人の名前が書いております。極めて個人の名誉またプライバシーに関するような内容がある報道であり、また提出いたいたい資料でございます。したがいまして、そのようなものが警察にあるのか否かということを

させていただきますが、まずカードについておつしやいまして、そのお尋ねの資料は、先ほど刑事局長が答弁いたしましたように、特定の個人の情報に関連いたしますので、それについては、あるとして、ある、ないということも含めて、それは答弁を差し控えさせていただきたいと思うんですが、ですか、一段落として申しますと、警察で

○福島瑞穂君 そもそも、こういう個人カードがあるのかどうかという問題、それからそれが適正かという問題、その情報がどう集められたかという問題、その存否についても、一切だれも、内部のごく限られた人以外には分からぬといふ問題、それから、その極めて重要な情報が外部に漏出をしているという問題、これは全部そぞろ

この個人カード、そして流出の問題についてこちらも調査をいたしました。これは田園調布署、警察署となつておりますが、東調布署で作成、田園調布署の前身で作成された上で、警視庁刑事部捜査第四課、公安部公安第三課、捜査第四課は暴力団、公安第三課は右翼の担当です、ここに送られたという。それで、これはG資料、ABCDE FGのG資料というふうに呼ばれているということを確認をいたしました。そして、この金融会社に手紙を書いて、きつとやりますと言つている。警視庁の人は、このちょうど捜査第四課、刑事部捜査第四課に在籍をしていました。ここまで調査をいたしました。どうですか。

申し上げることにつきましては大変大きな問題がござりますので、その点については答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

○福島瑞穂君 では、この担当者、手紙を書いている人間が刑事部捜査第四課に在籍したことはあるのでしょうか。

○政府参考人(栗本英雄君) 個別に個人名を挙げられまして、警視庁のどの組織にそういう者がいるのかいないのかということについては、基本的には答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○福島瑞穂君 何も、これは先週国会で問題になりました。少なくとも在籍や事実関係についてはもう少し

○福島瑞穂君 情報収集ということなんですが、この個人カードが非常に珍妙なのは、令状請求、公安委員会としてはそれをきちっと指導してまいりたいと思っております。

今後とも、この収集それから管理というものは適切にやっていかなければなりませんので、国家的立場からいっては、警察法一条の責務を果たすために、暴力団であるとかあるいは暴力団員等に関する情報を組織的に集めているのは、これは事実でございます。それで、それを犯罪捜査とか暴力団対策に活用しているところですが、こういうこれも個人情報に当たるわけでありますから、個人のプライバシーに関するところが非常にござります。

さりとていふことは、これに全吾されやれ
きちつと検証しなければならない問題です。
しかし、存否すら明らかにできない。やじで、
あるの当たり前じやないかといふやじなども出ま
す。でも、あるかないか、そしてそれが適正かどうか
つかということについて、私たちは国会の中でも
検証ができない、国民が分からぬ、そのことは
本当に問題だというふうに考えます。

この存在は、この法律に基づき総務大臣に、も
しこれが真実のものであるとすれば総務大臣に届
出がなされるのか、総務大臣は届出がされていな
いことが明らかになつた場合どのような勧告、処
分等を行う予定なのか、それをお聞かせくださ

○国務大臣(片山虎之助君) これがこの法律の個人情報ファイルに該当して適用除外でなければ事前通知の対象になるんです。しかし、私よく分からぬけれども、これは紙みたいですから、紙ならそれは対象外ですね。

ただ、紙だから対象外でも、やっぱりこの法律に基づいて目的的範囲で利用する、目的外利用や提供はしては駄目だと、極めて限定的ですよね、目的外利用。その法律の適用があることは事実なんですよ。それで、もし不適切な運用があるようなことがあつたら総務大臣が関与できる規定がありますからね。法律はそういうふうになつてます。

○福島瑞穂君 今回、このような形で明らかにならなければ、国会議員も含めて他の省庁の人たちも、この個人カードなるものがこのような形で存在するかどうかについても知ることはできませんでした。

今、総務大臣は事前の通知というふうにおっしゃいましたけれども、その存否そのものまだ全然明らかになつていないので、存否が明らかでない情報を、事前通知がもし解消されているとして、もし無視されているとして、どのように監督が可能なのでしょうか。どのような監督

○国務大臣(片山虎之助君)

いわゆる法律で言う個人情報ファイルなら、これは通知してもらわなければなりません。

ただ、いろいろやり取りを聞いておりまして、紙みたいですから、紙情報ですか、これは、こんなものまで一々事前通知の対象にしていいかぬのですよ。たゞ大変ですから、これは対象外にしているんですね。していますけれども、何度も同じことを言いますが、法律に基づいて適正に処理してもらわなければならぬと、そういうことの徹底は警察庁にいたします。ただし警視庁は、これは地方ですか、國の行政機関の法律の対象にならないと、そこだけは御理解賜りたい。

○福島瑞穂君 私は、今回のことも今度の法律の一つの欠陥を現しているのではないかと思います。これが仮に電子情報だとしても、警視庁そのものが存否そのものを今日に至つても国会にすら明らかにしない状況で、もし事前通知をされていないことがあります。

先ほどもありましたが、今国会中の報告を求め、私の質問を終ります。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でござい申上げたいと思います。

本日がこの委員会の締めくくりの質疑というところでございまして、いささかお名残惜しい気もするわけでございますけれども、本日は警察行政をめぐる件についての集中審議ということで御質問定が含まれているわけでございます。

○辻泰弘君 政官財癒着の構造と言われて久しいものがございますけれども、そういう中で、取締り官庁と取締りの対象との関係というものは、國民から見て癒着やなれ合いだというふうに思われるわけですが、本日は警察行政をめぐる件についての集中審議ということで御質問でございます。

理事会で、三点セットといいますか、その資料が配付されている、そして大臣等にはお手元に行つていているということ、もちろんそのことの真偽のほどはまだ定かではないという状況は十分承知しつつ、しかし、やはりその資料等から教訓とすべきものがあると、このような見地からちょっと御質問をしたいと思います。

〔委員長退席 理事若林正俊君着席〕

まず、中元、歳暮などの付け届けリストなるものが出ているわけでございますけれども、そのことについてです。

○政府参考人(森清君) お答えいたします。

○国家公務員倫理法がございまして、その四十三条において、地方公務員が中元、歳暮などの贈答品を受け取る場合についての定め、これは地方自治体がそれぞれ定める倫理条例によるものというふうに伺っておりますけれども、その現状がどうなつてあるのか、把握してあるところを総務省にお伺いした

定に基づいて、国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないという規定がござります。これを受けてまして、平成十四年六月現在の三十八団体におきましても、倫理条例はございませんけれども、独自の倫理規程あるいは通達、通知、指針等を定めておりまして、結局すべての団体におきまして何らかの対応措置が取られていますが、その中で、先生御指摘の利害関係者からの贈与の禁止あるいは制限等の規定が含まれているわけでございます。

○辻泰弘君 政官財癒着の構造と言られて久しいものがあると、このような見地からちょっと御質問をしたいと思います。

今回のやつも、真偽のほどは分からぬにしても、まあ場合によつては贈収賄につながるようなものがなるかもしれない事例も、今回のこととは限りませんけれども、あるかもしれないと思うわけですが、そういう意味で、その今の倫理条例、しっかりとしたものにしていかにやいかぬと思うわけでございますけれども、総務大臣、このことについて御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 国家公務員倫理法といふのは、あれは議員立法ですよね。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

国会で議論されてきて今日に至つておりますが、の中に今、公務員部長が言つたような規定があるのですから、それに従つて同じように考えてくれと、こういうことを地方団体にも言つております。

おりまして、幾つかの県なり市町村では倫理条例を決めていると。決めた以上は守つてもらわなければなりません。地方公務員法あるいは地方公務員法に規定をされております秘密を守る義務がございますので、個人情報を漏えいした場合には一年以下の懲

ら、そういう認識をしっかりと持つてもらつて、倫理には特に厳しくやつていただくように指導してまいります。

○辻泰弘君 國家公安委員長にも、警察行政を預かられるお立場から、この点についての警察の倫理確立といいますか、その点についての御決意をお願いしたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 警察職員は、これは警察職員に限らないんですけど、特に法の執行を担当している警察職員は公正な職務執行を行わなければなりません。そのため、その前提として、常にごろ國民から疑惑や不信を持たれないよう行動すべきだというふうに私は思つております。

○辻泰弘君 お立派な御決意だと思います。警視庁においても、そのような趣旨で各都道府県警察に対しまして指導しているところと承知をしておりますし、國家公安委員会としても、このような綱紀の肅正の徹底は、十分これは奨励をして指導監督してまいりたいと思っております。

それから、先ほど委員がお触れになりました、今、三点セットとおっしゃいましたが、今調査を、調査なし捜査をしているところでありますて、仮にも非違があるということであれば、これは厳正に対処しなければならないと思っております。

○辻泰弘君 この点についてもしっかりとお取組をお願いしておきたいと思います。

三点セットのその二つ目のことでございます、いわゆる個人情報にかかる警察の内部資料の流出、漏えいとされる件でございます。これも真偽のほどはもちろん定かでないという状況ではございますけれども。

○政府参考人(吉村博人君) 一般的に申し上げまして、國家公務員法あるいは地方公務員法に規定をされております秘密を守る義務がございますので、個人情報を漏えいした場合には一年以下の懲

役又は三万円以下の罰金ということです。が、当該法律に触れる可能性があるということです。

もちろん、法律違反の部分は今申し上げたとおりでござりますけれども、懲戒処分の指針も警察

府で定めておりまして、職務上知り得た秘密を漏らすと、相応の免職、停職、減給、戒告の懲戒処分を行うということにしておるところでございます。

○辻泰弘君 これまでの情報流出の事例というものがあつたかと思うんですが、お示しいただいたいと思います。

○政府参考人(吉村博人君) 最近におきましての警察官が刑事事件として問われた事例といたしましては、例えば、昨年の十二月であります、神奈川県の巡査部長が調査会社からの依頼を受け

て、軽自動車の所有者の照会を行つて、その結果を当該調査会社に教示をしたということで、今申し上げました地方公務員法違反あるいは文書偽造懲戒免職事案であります。あるいはまた、昨年の八月の事案であります、埼玉県の警部補が同様に調査会社の依頼を受けまして、携帯電話の契約者、住所、被疑者の犯歴を教示したとして、地方公務員法違反あるいは収賄に問わたたという事案がござります。

○辻泰弘君 この点につきましても、先ほど審議がございまして、国家公安委員会規則等に準拠してというような御指摘もあつたわけですが、この点について、国家公安委員長、一言御決意のほどをお願いしておきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 国家公安委員会規則も作つております。また、先ほど御答弁申し上げたように、それに準拠して、地方の条例、必ずしも警察規定しておりますけれども、国家公安委員会規則に準じてそれぞれのところで従うべき基準を作つておるわけでございます。

それからさらに、今、こうして個人情報保護法案というものが国会で御審議をいただいているわ

けでありますので、これが成立しますと、当然この法律の精神に従つた検討というものを警察内部でもしていかなければならないだらうと思つております。

今後、その再発防止と申しますか、こういうのになつた私ども更に意を用いなければならぬわけ

であります。またもう一つは、日本情報センター、JICで、さらにもう一つ、CICというものがござります。第一でございますが、この種事案の未然防止を重

点的についた監察というものを徹底して行なうのではないかと。

そういうふた個人情報取扱いに係る業務管理の徹底等の諸対策をこれから更に推進していくかなければなりませんのと、職員に対する個人情報の重要性についての周知徹底というのも、從来も

行つておりますが、更に力を入れなければならぬ

ものではないかと。

そういうふた個人情報取扱いに係る業務管理の徹底等の諸対策をこれから更に推進していくかなければなりませんのと、職員に対する個人情報の重要性についての周知徹底というのも、從来も

行つておりますが、更に力を入れなければならぬ

ものではないかと。

そういうふた個人情報取扱いに係る業務管理の徹

底等の諸対策をこれから更に推進していくかなければなりませんのと、職員に対する個人情報の重要性についての周知徹底というのも、從来も

行つておりますが、更に力を入れなければならぬ

ものではないかと。

そういうふた個人情報取扱いに係る業務管理の徹

底等の諸対策をこれから更に推進していくかなければなりませんのと、職員に対する個人情報の重要性についての周知徹底というのも、從来も

行つておりますが、更に力を入れなければならぬ

ものではないかと。

○辻泰弘君 それで、お聞きしたいんですけれども、規定がないようではすけれども、合法性についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。現行法上どのように位置付けられているのかと、規定がないようではすけれども、合法性についてお伺いしたいと思います。

○辻泰弘君 三点セットの一一番最後の三点目になりますけれども、これは、いわゆる警察の幹部と

会社から受けたとされるということでございま

す。部下がサラ金地獄にまみれていないかを

チェックすると、そういうような趣旨だと思う

です。そもそも真偽のほどは分からぬということ

ですが。

○辻泰弘君 まずお聞きしたいのは、貸金業の規制等に関する法律三十条で信用情報機関という規定があるわ

けですけれども、信用情報機関の現状と信用情報の提供についてのルール 現行はどうなつていて

ます。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、貸金業法の第三十条の二項におきましては、貸金業協会員たる貸金業者

に対しまして資金需要者の借入金返済能力に関する情報をその目的以外に使用することを禁止して

おります。さらに、そのガイドラインにおきまし

ても、具体的な対応を求めておるところでござい

ます。

○辻泰弘君 ですから、その貸金業法三十条二項の精神に反するということが法律的には位置付け

するということだらうと思うんです、精神に反

するといふふうに考えております。

○辻泰弘君 そつしますと、この法令の定める事務を遂行することには、今回お聞きしている部下の信用情報の掌握ということは入るでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) それは、警察等の法令の体系ですね、それはちょっとその所管に聞いて

ないということになろうかと思うんです。

そこで、今時法案、今回の個人情報保護法案に

関連してお伺いしたいんですけれども、今は地

方自治体は適用除外というふうになつております

ので都道府県警は法律の対象外であると、こうい

う位置付けだと思うんですけれども、一方の信用

情報機関は個人情報取扱事業者となるということ

になるわけで、その信用情報機関が警察からの照

会に応じて信用情報の提供を行うことは今回の法

案でどのように位置付けられるのかということです

ございます。「二十三条に掛かってくるのかと思う

んですけど、その辺についてのことをお聞きしたい

と思います。

○国務大臣(細田博之君) 一二三條一項は、個人情報取扱事業者による本人の同意を得ない個人

データの第三者提供を原則禁止としているわけでございます。

○辻泰弘君 しかばらもう一つ、再度ですけれども、同じく、刑事訴訟法の定める捜査など以外

の、平時といいますか平常の場合に、警察からの照会に応じて信用情報機関が情報提供を行うこと

は現行法上どういうように位置付けられるでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、貸金業法の第三十条の二項におきましては、貸金業協会員たる貸金業者

に対しまして資金需要者の借入金返済能力に関する情報をその目的以外に使用することを禁止して

おります。さらに、そのガイドラインにおきまし

ても、具体的な対応を求めておるところでござい

ます。

○辻泰弘君 ですから、その貸金業法三十条二項の精神に反するということが法律的には位置付け

するといふふうに考えております。

○辻泰弘君 そつしますと、この法令の定める事務を遂行することには、今回お聞きしている部下の信用情報の掌握ということは入るでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) それは、警察等の法令の体系ですね、それはちょっとその所管に聞いて

いたいと思います。

○辻泰弘君 時間の関係で最後になるかと思いますけれども、今回の法律の七条において、基本方針を策定するということになつてゐるわけでございます。その中には、地方公共団体が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項を定めると、こういうことになつてゐるわけでございまして、そういう意味で、やはり警察が保有する個人情報の保護の在り方、このことについても含めて、視野に入れて方針を策定いただきたいと、このように思うことが一点でございます。

それと同時に、警察が持つ個人情報の保護、管理の厳格化に向けての国家公安委員長の決意、この点について細田大臣と国家公安委員長の御所見をお伺いしたいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) 答弁、手短に願います。

○国務大臣(細田博之君) 都道府県警察を含む地方公共団体に対しましては、地方公共団体が講すべき云々の措置に關して基本的な事項観点から第七条第二項第三号において、地方公共団体が講すべき云々の措置に關して基本的な事項についてのみ定めるものとされてゐるところありますので、例えばどのような機関を対象とした条例とすべきか等についてまで国が基本方針で定めることは考えておりません。

○國務大臣(谷垣禎一君) 個人情報の重要性についての職員の意識の周知徹底、その他個人情報取扱いに係る業務管理の徹底を更に推進してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 総理をお迎えしての締めくくり質疑の時間になりましたので、残余の時間ございますけれども、以上で終わらせていただきます。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてくださいまし。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林正俊君 自由民主党の若林正俊でございます。

国民の皆さんとのところには毎日のようにいろいろなダイレクトメールが届いていると思います。子供が小学校の入学を迎えるようになりますとランドセルだと机だと学用品の広告が入っていたり、あるいは娘が成人式を迎えるころになりますと呉服屋さんからそのような御案内があるとか、また、私などうつかり家族の誕生日、家内の誕生日を忘れていましたと、何かそのようなプレゼントの御案内があつたりして助かることもあります。しかしこんな情報を知られているんだろうか、一体どこまで自分の情報を他の人たちが承知しているんだろうか、そういうふたつの問題と同時に不安も持つようになるわけでございます。

私たち政治家は、有権者、国民の前に自らの言葉をすべてをさらけ出してこの仕事をすると、そういう覚悟でやつておりますから、苦情も言えるような状況じゃありませんけれども、それにしても間違った情報が独り歩きするということについての不安といいますか、不満はあるわけでございます。

パソコンなどの普及で、インターネットの利用は年々驚くほどのスピードで急増をしておりまします。行政手続きでのオンライン化も進んできています。民間では名簿の販売業などというものも現れてきているわけでございますが、そういう情報技術の発達で私たちの生活あるいは経済が大変便利になつてくる、そういう利便性が増してきますけれども、他方でプライバシーが侵されるというケースも増えてきているように思います。

国民のプライバシーを守る基本法制が小泉総理に対しても正しくも正確に状況を承知しているとも言えないというふうに考えられますので、やや、国民の皆さんにも御理解いただけるような趣旨で総理に御質問をさせていただきたいと思います。

国民の皆さんとのところには毎日のようにいろいろなダイレクトメールが届いていると思います。子供が小学校の入学を迎えるようになりますとランドセルだと机だと学用品の広告が入っていたり、あるいは娘が成人式を迎えるころになりますと呉服屋さんからそのような御案内があるとか、また、私などうつかり家族の誕生日、家内の誕生日を忘れていましたと、何かそのようなプレゼントの御案内があつたりして助かることもあります。しかしこんな情報を知られているんだろうか、一体どこまで自分の情報を他の人たちが承知しているんだろうか、そういうふたつの問題と同時に不安も持つようになるわけでございます。

私たち政治家は、有権者、国民の前に自らの言葉をすべてをさらけ出してこの仕事をすると、そういう覚悟でやつておりますから、苦情も言えるような状況じゃありませんけれども、それにしても間違った情報が独り歩きするということについての不安といいますか、不満はあるわけでございます。

担当大臣として、細田大臣、片山大臣、もう連日連夜でございますが、この審議の中で大変御労をいただいております。敬意を表しながら、あとはらくですから、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

さて、日本はIT技術面では世界をリードするような先進の立場になつてゐるわけでありますけれども、個人情報の保護の面では、昨日も参考人のお話を聞きましたけれども、ヨーロッパ先進国に比べて二十年ほども後れているというような認識が示されております。

○ECDが一九八〇年にプライバシーガイドラインというのを決めております。いわゆる八原則を明らかにしまして、民間部門を含めた法制化が進められ、EUにありましては、その諸国にこの原則を守る法制が十分でないような国には個人

そこで、一日も早くこういう個人のプライバシーの権利や、また利益を守る法制を整備しなければならないわけですけれども、日本では個人情報保護制度の論議が国会で活発になりましたのは、小渕内閣のときに、平成十一年であります。が、住民基本台帳法の改正によりまして、住民基本台帳不ットワークシステムの実施をめぐります国会の論議の中でこれが具体的な政策課題になつてきましたと、このように承知しているわけでございます。

個人情報保護法案の政府案が最初に国会に提出されたのは平成十三年。途中、新聞など報道関係者の反対でありますとか、あるいは行政部内におきます情報の、情報リストの作成あるいは情報の漏えいといったような問題も起つたりしまして、この政府が当初出した法案はなかなか審議が進まず、廃案になる。そしてまた政府が出し直しましたわけでございます。そこで、結局六回の国会にわたってこの審議が続けられて今日に及んでおりました。今回、民主党など野党もこの国会で独自の対案を提出をするなど積極的な姿勢で取り組んでいます。

○国務大臣(細田博之君) このたびの個人情報保護法案は、個人の権利に関して言えば、本人に開示をすること、あるいは内容が事実でないときの訂正を求めることができるということ、それから利用停止等を求めることができるということなど、もうちょっと細かくOECDガイドライン八原則に従つて申し上げればよろしいのでございますが、それぞれ八原則の、収集の制限、データ内容、目的明確化、利用制限、安全保護、公開、個人参加、責任の原則という八原則に沿つて定められたものでございます。

○若林正俊君 國際水準としての個人情報保護の規定が盛り込まれた法案がいよいよ成立するということでございます。

○若林正俊君 國際水準としての個人情報保護の規定が盛り込まれた法案がいよいよ成立するということでございます。

そこで、この法案について、どうも官に甘くて民に、民間に厳しいんじゃないかというような批判がしばしば行われております。片山総務大臣、そのたびに、決してそんなことじやないという御答弁であります。私もそんなことはないと思います。そういうことが言われる背景というのは、やはり管理社会に対する漠然とした不安を国民党が持つてゐるといふことのほかに、やはりこの法案が提案されて以来の審議の様子なども、必ずしも報道が的確になされていなかつたといふこともあらんじやないかなと私は思ひます。

個人情報保護法案は、言わば一般法であります、基本法であります。行政機関に対しましては、行政機関の保有する個人情報保護法案、これ

IT時代になつて個人情報の経済的価値がますます大きくなつてきます。物の販売やあるいは金融の取引、その他各方面でITの利用によつて生活や経済の利便性が増します。効率性も高くなりますが、それだけに、民間の積極的な利用のことによつてビジネスチャンスも広がつてくる。

本来、民間は自由であつて、そして市場経済によつて動いていくというものでありますから、個人の情報の保護など、どうしても規制をしなければ、ルールに従つてもらわなければならないものについては、基本的には自由にやつていくといふことが好ましいと思いますが、一方、行政の方は、本来、法治国として法の下に置かれた公務員の活動でありますから、行政組織及び公務員の行動といふものは、当然のことながら法に基づいて、法の根柢に基づいて行われていくべきものでありますし、その公務員は法令を遵守する義務があることは職務上知り得た秘密は外に漏らしてはならないというような守秘義務があると。そういう意味で、これらに違反した場合には、当然、公務員法で処罰されたり、あるいは内部の倫理基準に従つて措置されたりといふになつてゐるわけであります。そういうことを前提としてこの法律体系ができ上がつてゐるというふうに思ひます。

このたびのこの法制では、こういう原則にのつとつて必要な規定を設けてるので、私は決して官に甘く民に厳しいといふような批判は当たらな

いと思ひますが、改めて総務大臣に結論だけ教えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(片山虎之助君) 官に甘く民に厳しいというのは、いかにもメディアに乗りやすいんですね。そういうことは決してないんですよ。今、若林委員の言われたとおり、民は基本的には自主規律なんですよ。だから、必要最小限度のいろいろ規律に服してもらうと。官の方は、これは公開

性、透明性ということで、かなり厳格、嚴重な規定になつてゐるんですよ。

結論だけと言われましたけれども、幾つか言

す、紙を含めて。それから、事前チェックの制度を、あらかじめ個人情報ファイルについては総務大臣に事前通告してもらう。事前チェック、民にはありません。

それから、個人情報ファイル簿については公表するんですよ。利用目的であるとか、何を載せてあるかとか、こういうことを詳細に公表するんです。

民の方は、括弧的な目的だけなんです。

それから、開示、非開示の基準だと手続は詳

細に決めていまして、民の方は大まかでいいんで

す。事業者が決めればいい。それから、行政機関

の決定に不服があれば、第三者機関の審査会にこ

れは訴えることができるんです。民は、事業者に

対して文句を言つて、これは苦情処理なんです。

そういう意味で、官に厳しく民には甘いと、こ

ういうことでバランスが取れていると私は考えて

おります。

○若林正俊君 大変分かりやすく、しかし丁寧に

御答弁をいたしました。

さて、旧法案と現在審議中のこの法案との関係

でございますが、旧法案には基本原則が定められ

ておりました。いわゆる五原則でございます。そ

れが削除され、この法案では極めて抽象的な基

本理念に置き換えられております。私は非常に残

念な思いをしておりますが。

改めて思い起しますと、この五原則のうち、

一つは利用目的による制限。これは、個人情報と

その目的達成に必要な範囲内で取り扱わなければ

ならない。二つ目は適正な取得。個人情報は適法

かつ適正な方法で取得されなければならない。三

つ目は正確性の確保。四つ目は安全性の確保。こ

れが漏えい、滅失、毀損などをちゃんと防止する

わけでござりますが、基本原則に書かれること

も適當でないというように言われましたことは誤解等もあつたと思ひますが、そういったことを配慮して削除したわけでございます。

○若林正俊君 報道の自由あるいは表現の自由と

透明性の確保。本人が適切に関与し得るよう配

慮されていなきやならない。

これ、全く当たり前のことを実は五原則は決め

ていたと思うのであります。これを決して強制

するものでもなく、一つの努力目標として基本原

則を定めたもので、このところが、先ほど細田大

臣とお話ししましたが、OECDの決めたガイド

ラインと同じようなものだと、こういうふうに思

います。

ところが、これが報道機関などからはメディア

規制法案だといったようなレッテルを張られて、

そしてこのことを削るようなことになつたのは残

念だと思います。この五原則をこうやって削つてしまつたということについては、それが削られて

もなおその趣旨が生かされるようにこの法案の中

にあるんだと細田大臣からのお話がございました

けれども、国民に対して分かりやすいという意味

ではやはりあつた方がいいように私は思うんです

が、これが削ることになったとというのは報道機関

からの反対が非常に強かつたからだと、こういう

ふうに受け止めていいんでしょうか。

○國務大臣(細田博之君) 法律は社会のかがみで

あると思います。したがつて、基本原則というの

は報道規制を目的とするものではなく、一般的に

個人情報を取り扱う者が遵守すべき原則であつた

わけでござります。これについて非常に強い反発

があつたことも事実でござります。

他方、野党も一生懸命考えられて法案を提出さ

れて、基本的に報道、表現の自由を尊重しつつ、

しかし個人の権利利益を保護するという内容の条

文を書かれましたが、これも報道からは、なおこ

れはけしからぬというような反応が出たわけでござりますけれども。

思いは共通のものがあると思ひますけれども、

非常に報道が過去の不幸な歴史等を背景に、この

法案の対象になつて、これ、自主規制になつてい

るわけでござりますが、基本原則に書かれること

も適當でないというように言われましたことは誤

解等もあつたと思ひますが、そういったことを配

慮して削除したわけでございます。

○國務大臣(細田博之君) 報道機関はすべてこの

法案で除外したわけでござります。それが第一

点。したがつて、あとは報道機関で自主的な規律

を考えてくださいよということを五十条第三項で

申しておるわけでござります。

確かに、放送局については数年前のいろんな事

件もございまして、B R O という放送と人権等権

利に関する委員会機構というのを設けておつて、

自主的対応をしておられます、報道全般あるいは新聞その他、こういったことについて政府として特に具体的な要望は申し上げません。あくまでも自主的に報道の皆様方がお考えいただくことだと思つております。

○若林正俊君 介入という意味ではなくて、しかしこういうようなことを期待しているというふうなことは、やはりメッセージとしてそういう報道機関などにも伝えていくといふ姿勢がやはり必要なことなんじやないかと思うんですね。国民の側からは、それぞれいろんなことがあります、不信、不満もあることは事実なんですが、もう一度、どうですか。

○国務大臣(細田博之君) これは、この審議を通じまして、与党、野党を問わず、それでは報道機関は玉様であつて何でもいいのかという御質問もありました。それから、各政党も様々な報道に遭つて、個々に見るいろいろな経験があります。しかし、私どもは、それはこういう法案によつて対応することではなく、民法、私法上の措置等、それぞれの例えは損害賠償請求とか記事の取消しとかそういう謝罪とか、そういう面で対応するという現在の在り方でやつていただきたいと思つております。今後の世論等の動向は見極めが必要があると思いますけれども、そのような考えでございます。

○若林正俊君 それではちよつと質問を変えたいと思います。

この個人情報保護法の下でルールに従つて情報の収集、管理、そしてそれとの対応などを定められる対象となる事業者は一応五千人といふことであります。五千人分に満たないような小規模のものでありましても、例えばお医者さんですね、開業医の持つているカルテの情報でありますとか、あるいは貸金業などでそれほど大きな規模で貸金業

を営んでいない貸金業の人たちの貸付金及びその回収の情報とか、規模が小さくても大変センシティブで、それが他人に知られるということは好ましくない、そういうような業、分野もあると思つですね。そういうような分野が全くこの基本法の枠から外れているということについては、どうも納得できない部分がござります。

特に、衆議院においても附帯決議にありますのが、医療とか金融・信用とか情報通信といったようなものにつけては、この基本法と別に個別法で対応をすると、それを早急に検討をするということが言われております。

私も、やはり情報の性格によりまして個別に対応しなきやならないことの中に今申し上げたようないますけれども、どうでですか。

○国務大臣(細田博之君) I.T社会の進展に伴いまして、あらゆる民間の個人、企業がパソコンを導入したり、その他の手段によりまして個人情報を集積し始めているわけでございますので、例えば本屋さんでも、米屋さん、酒屋さん、運送屋さんおられます。そこで、だれでもかれでも個人情報処理事業者だということは適当でないということから、五千人以上の個人情報を処理するということで、すそ切りをすることを政令で定める方針を政府は明らかにしておるわけでございます。

この個人情報保護法の下でルールに従つて情報

部内で検討を開始すべきであると思つております。その医療、今お話しの医療に関連してでござりますけれども、御承知のように、今、遺伝子の解析技術が大変進んでおりまして、そのことが治療のみならずバイオの世界にも非常に活用されています。この法律は、適用除外、報道機関などと並んで学術研究というのは適用除外になつてゐるわけでございます。

しかし、この遺伝子解析技術の進歩に伴つて、これから個別の法整備を図つていくべきだと思いますけれども、どうでですか。

○国務大臣(細田博之君) I.T社会の進展に伴いまして、あらゆる民間の個人、企業がパソコンを導入したり、その他の手段によりまして個人情報を集積し始めているわけでございますので、例えば本屋さんでも、米屋さん、酒屋さん、運送屋さんおられます。そこで、だれでもかれでも個人情報処理事業者だということは適当でないといふことから、五千人以上の個人情報を処理するということで、すそ切りをすることを政令で定める方針を政府は明らかにしておるわけでございます。この個人情報保護法の下でルールに従つて情報の収集、管理、そしてそれとの対応などを定められる対象となる事業者は一応五千人といふことであります。五千人分に満たないような小規模のものでありましても、例えばお医者さんですね、開業医の持つているカルテの情報でありますとか、あるいは貸金業などでそれほど大きな規模で貸金業

と並びまして、あるいは急ぐ度合いからいえば非常に早く措置しなければならない、こんなふうに思つんですけれども、この点について、総理、どうですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 御指摘の医療分野における治疗方法といいますか、技術開発、医療機器の発達というのは、自主的な個人の協力によって提供された場合にも、本人が分からぬ病気までも専門家の医者さんは分かる。それを他人に流されたら個人のやつぱりプライバシーの侵害になる。これをいかに守るかということは非常に重要なことだと思つております。

今後、そういう特別な分野においてどのように個人情報保護、プライバシーの侵害防止を、防ぐかということについては、やっぱり早急にこの法案成立後検討していかなきやならない問題だと認識しております。

○若林正俊君 お医者さんとか医療にかかわつている看護師さんたち、この人たちは守秘義務があるんですね。ただ、研究開発の分野になりますと、お医者さんたちだけじゃなくて守秘義務の掛かつていらない人たちも多数かわらないと研究開発が進められないということが実情としてありますので、今、総理おっしゃられましたけれども、もう早急にこの問題を詰めていただいて対応をしていただきたいと思います。

次に、裁判所の管轄の問題についてお尋ねしたいと思います。

この個人情報が侵害されたとして、いろいろ不服の申立て、いろいろございます。それが裁判になるといつたときに、これ、中央省庁、特に行政にかかる場合ですが、中央省庁の措置であればみんな東京地裁の方に来なきやいけないんですね。情報公開法では、いろいろな議論がありましたがけれども、高等裁判所の所在の地方裁判所で訴訟できるようになっています。

これは司法制度全体にかかる問題ですから、その中で解決をしていくんだ、検討しているんだ

という御答弁でござります。それはまあもつとも
だと思うんですけども、総務大臣がしばしばお
答えになつております、できるだけこの行政院内
部における権限を地方の出先に下ろすと、処分權
限を。そうすると、その地方の、出先の处分に対する
不服ということになりますから、その地方で
訴訟できるわけですね。これはやはり、行政の迅
速化、責任の明確化、いろいろな面から、できる
だけ各省庁、この決定を地方に下ろしていくとい
うことをしつかりさせなきやいけないと思うんで
す。

間の個人情報保護法の主務大臣は、おっしゃいましたように事業者の業種によりまして主務大臣が異なる可能性があるわけでございますので、各政党からも様々な御希望がございました。問題点提起もございました。

そこで、私ども、方針を今決めておりまして、内閣府に各省のこの問題の連絡会議を開催して、関係省庁を構成員とする連絡会議を開きます、常に。そして、常に、いろんな消費者の国民生活センターに寄せられるもの、各省に寄せられる苦情、こういう苦情処理は、それどれどういう状況につき、取り扱うべきか。一ヶ月、三ヶ月を目

うことではありません。是非、この法律が成立した後、この施行、執行につきまして、民間の事業の部分について、民間の事業について、官の関係、行政機関の中は総務省ということになると思いますが、そのことについても、しっかりとした責任ある調整をし、取りまとめていく担当大臣を是非指定を、指名をしておいていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 御指摘も踏まえまして、よく検討したいと思います。

○若林正俊君 そこで最後に、この委員会審議を

いふことですね。
そこで、制度ができても運用ですよ。運用は人
です。だから、そういう意味では、今、委員が言
われましたように、責任体制を確立することと、
公務員全員に対して十分な教育研修をやつて意識
を徹底することとござります。
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 総務大臣の答弁
のとおり、人が大事でありますので、よくこの趣
旨を徹底させるように研修なり訓練なり、しつか
りと厳格に管理体制注意するように各省庁に徹底
したいと思います。

これは省庁に通じて、総務大臣はそのういうお話を、説明をされ決意を述べておられますが、総理からこれをひとつ各省にしつかりと下ろしていただきたいと思います。

あるが等の連絡をすると、そして非常に問題のある、悪質でかつ国家的に見て報告徵収、勧告、命令までいかなければならぬようなものについて、一体主務大臣はだれなのかという問題がござりますので、それは、各省連絡會議で、いよいよ

やはり、官におきます情報管理というのは、い
が行われました。

通じて 防衛庁におきます情報の収集あるいは
警察庁におきます警察機関の情報の収集管理、ま
た更には漏えい問題、いろいろ指摘をされ、論議

若林正俊君 これで終わりますけれども 大変重要な法律が今成立しようとしております。是非この法律が国民の信頼をかち得るよう、その運用、執行に当たつて万全を期していただきたいと仰る要望をして、終わります。

きやいけないというのは、住民にとつては迷惑
不便なことでありますので、できるだけ地方にそ
の権限を委託していくことについては、趣
旨をよく徹底してそういうような措置を図る必要
があると思います。

いよこれは報告徵収する必要があると思うが自分
はその主務大臣であると思うと、そして、主務省
が、それをまた関係省も協議をいたしまして、そ
れじや主務大臣はこことここにいたしましようと

いろいろ注意をしてもやはりいろいろすさんなことがあるんじやないかということがしばしば報道をされてきているわけであります。そのことがやはり不信を持たれています。

高橋千秋君 民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。

○若林正俊君 今回のこの法案につきましては、相当の大臣として、基本法制の部分については細田大臣、行政にかかる部分については片山大臣と、担当を決めていただいて審議が続けられてきてあると思つております

ただ、その一番上にあります調整の大臣が、だ
れがこの担当大臣かということについて、国民生
じうことで協議をするような機関を定めて
いう議論が、遲滞なく行われるようにならうと思
ます。

この法律が施行成立しました機会に、これは法律が成立しなくともやらなきやいけないことですけれども、この法案が成立した機会に、官全体として、組織体制の確立のみならず、また、そこに働く公務員の情報、個人情報保護に対する意識

なかつたので、私の方から經理を中心には基本的なことをお伺いをしたいなというふうに思います。先ほど若林委員の方からいろいろ質問のあった中で、総務大臣も運用は人だという話ございました。まず冒頭、今朝のニュースですので質問通告

たわけであります。問題は、この法案が成立した後のことなんですが、後のことには主務大臣にいろいろなことを、権限もあるいは責任もかぶせていくんですけれども、これ実際、各省庁に徹底をいたすところへ、この問題へ、この委員会に付けて

活局を事務方とするわけでござりますけれども、その担当大臣はだれにするのかということは内閣総理大臣の権限でございますので、決めていただかなさぎならないと思ひますので、あとは総理大臣に頼みます。

の改革といいますか刷新といったようなこと、規律の厳格化というようなことについては、これはもう全省庁に通じて徹底的な見直しが行われ、対応措置を取らなきやいけないと思うんです。それよろしく、念願です。

はしてありませんけれども、総理に、総理の方には報告が来ていると思うんですが、例のSA-RSの問題で、大阪の、関空の、厚生省のところが報告、ちゃんと報告が来ているのに報告をしな

がらやつしていくには、私は、この法案が成立後に
おきましても是非内閣で担当の大臣というのを御
指名いただいて、その担当大臣が各省庁との間
係、連絡調整あるいは協議などをやるという方針

○若林正俊君 今お話しのように、国民生活局、国民生活センターがいろんな苦情処理などをいろいろやるという仕組みになつてゐるんですね。国民生活局の担当と、こういうふうに行きますと竹

○國務大臣（片山虎之助君）それじゃ、まず私が
お答えさせていただきますが、制度は、これが
できると現行よりは相当進むんです。

かかること、厚生労働省の方にも報告をしたが、またそれもずっとほつたらかしで、十六時間か十七時間ですか、ほつたらかしになっていたと。これは命にかかる情報なんですね。

を、是非今後この、この基本法制の執行、運営につきまして担当大臣を続けて決めていただきたいということをまず要望したいと思います。

中さんに行くわけですけれども、竹中さん駄目だ
というわけじゃない、いろんな忙しい話がありま
すが、どなたとは言いませんけれども、これは、
関係各省庁が非常にかかわって、それで円滑な仕

また、特に皆さんの御意見も国会での御意見もあつたものですから、罰則も三条も追加をするわけですね。これは、民間の場合には、勧告をやつて命令をして、悪質なものだけ限定期的に罰則です

護法だと意味合いは多少違うかも分かりませんが、情報という意味では大変重要な情報だと思います。その意味で、あのような状況になつていてることを、先ほどの運用は人だというお話をありました

いよいよ、こんなことで本当にいいのかというふうに、国民は大変不安になつてゐると思ひます。

特に今日の、今朝のニュースでございますが、あのSARSの問題で、大阪の方大変な状況に会なっています。泊まったホテル、実質的には何千万という被害が出てるそうです、キャンセルが相次いで。本当にこういうこといいのかといふうに私は憤りを感じるんですが、まずそのことについて、総理、御所見をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 必要な情報をいかで得るかに必要ないことを達するが、いかで得るかに付

○高橋千秋君 この問題については厚生労働委員会でもまたいろいろ論議があると思いますし、いろいろなところで論議されると思いますけれども、大変急を要する話だと思います。是非、対応をいたいと思っております。

この御批判に耳を傾け、今後手抜かりのないような対応をしなきやならないと。正に、制度はできまして、それをしっかりと適用するのは人でありますので、このような点につきまして、今回のARSの件につきましても、より適正な対応が取られるよう指示をしておりますので、今後とも御批判にこたえるような対応をしっかりとします。

をすぐに取っていただきたいと思います。
続いて本題に入りたいと思いますけれども、今回のこの個人情報保護法については、参議院のこの委員会でも本当に熱心に今までやつてきました。しかし、先ほどの若林委員のお話を聞いていても、まだまだ不備な部分が随分あるんじやないかということが自民党、与党の方からも今いろいろ指摘があつたかと思います。私は、前向きに対処していくますというようなお話をありましたけれども、やはり法律の中にきっちり決めていかなければいけないというふうに思います。その意味で随分まだまだ不備があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ら日本でも情報公開法ができました。これは情報公開法がどうやって公開をさしていくかという問題、もう一方で、こっちの個人情報保護法等については守るという、情報を守るというそういう法律。公開しなければいけないところと守らなければいけないところ、これは当然あるわけですから、しかし現状を見ると、国民の方から見ると、守つてもわななければいけないところを守らずに、公開してほしいところは公開しないというような、そういう国民の感覚ではないかなというふうに思っています。

この行政の個人情報保護法の第一条のところに目的があります。何度もこれは総務大臣からも答弁ありました。しかし、これ読むと、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するというのがあるんですね。

私は、非常に気には、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつというのがまず先に来ているんです。これは、そうじやないよというふうに総務大臣ははずっとと言われてこられましたが、正に行政の側から見た、自分たちの運営をしやすいようにするための法律だというふうにここで言っているんじゃないかなというふうに思っています。

確かに、このIT化の中で非常に情報が飛び交って、その情報を守らなければならない、情報を管理しなければならないという部分は我々も必要だと思います。ですから、今日も後で修正動議を出させていただきますけれども、それは必要です。

しかし、今回のこの法律見させていただいて、私は、だれのためにこの法律を作っているのか、作るのかということがどうも国民に見えてこないんですね。どうも官僚が便利になるために、行政が便利になるためにこの法律を作るんだ、そういう発想があるんじゃないかなという、これは私だけじゃなくて国民の多くの人が、そしてマスコミも当初いろいろ言つておりました。それもやはりこういうところからあるんだろうと思ひます。

総理にお伺いしたいんですけども、これは確

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） この法案は、国民の便益あるいは権利なり利益にどのように行政を作り、総理の御所見をお伺いしたいと思います。総理にお願いします。

国民は様々なサービスを行政側に求めてまいります。それには的確に対応するためにはどうしたらいいかと。今御指摘のように、一方では自らの情報保護してもらいたいという要求と、情報を公開してくれという要求、一見相反するようですが、これを両立させていかなければなりません。

例えて言えば、自分の情報はどうなっているのかと、医療情報におきましても知りたいと、あるいは学校なんかの内申書もどうなっているのかと、情報公開できるようになったと。一方、こういう個人の微妙な人に知られたくない情報というものは守つてもらわなきゃならない。

同時に、役所に対するは、これから世界でもIT最先端の国家になろうと今実現を目指して努力していると。一々役所に行かなくとも、住民票等、自宅で手に入れる事ができる。あるいは税務申告などでも、これはもう税務署に行かなくても自宅でできる。金融機関に対して、一々金融機関に行かなくたって自宅で払込みもできる。

こういうIT社会、今まで考えられなかつたような便益を提供することができるわけですね。

こういういろいろな住民の要求に行政側はどう対応していくか、これはやっぱりIT最先端国家を実現しようというなら、そのような住民の、国民の要求にこたえるような行政サービスを考えなきやいかぬ、そういう体制を整備する。一方で、人に知られたくない個人情報、プライバシーを侵害してもらいたくない、これを守つていかなきやならない。

そういう意味において、御指摘の点を十分踏まえて、いかに多くの国民に便益を提供するか、同時に権利、プライバシーを保護していくかという法案であるということをよく念頭に置きなきやならない。

そういう意味において、御指摘の点を十分踏まえて、いかに多くの国民に便益を提供するか、同時に権利、プライバシーを保護していくか、というような法案でござります。

○高橋千秋君 正に総理の言われていることはそのとおりだと思います。ただ、今回のこの法律見えて、情報を国が守つてやるんだということではなくて、個人の情報は守られるというそういう権利が、基本的な権利があるはずなんですね。それを担保するのがこの法律だらうというふうに思えます。

しかし、いろいろ中身を見ますと、自分の、いろいろこれまでの委員会の中でも何度も出ました、自分の情報をどうやって使つてているのか分からぬ。いわゆる自己情報コントロール権、この部分ですね。さつきも若林委員から話があつた、突然ダイレクトメールがやつてくると。確かにこれ、どこで私の名簿を手に入れたんだろうと不安になることがあります。しかし、それを、行政もやつぱり同じようにいろんな情報を民間よりもっと簡単に手に入れやすい。過去にずっと、この委員会の中では問題になつた防衛庁の問題もありました。

その意味で、やつぱり自己情報コントロール権というのをきつちりとこの法律の中に入れるべきだというふうに思うんですけど、我々のこの修正動議の中には入れておりますけれども、今正に、今日採決されようとしている中にはこのことがはっきりと書かれていないんですね。総理が言われたように、やつぱり守らなければいけない、その法律というのは、やつぱり自分のことがありますから、守つてもらわなければいけない。非常にナーバーなことたくさんあるんですね。

その意味で、もう一つこの委員会で問題になつたセンシティブな情報、片山大臣は、女性にとっては年齢もという話ありました。適切かどうか分かりませんが、おかまにとっては男性か女性かと一所ですけれど非常にセンシティブな問題だと思ふ。片山大臣が言つたんですね。それと、最近問題になつた曾我ひとみさんの住所の問題、あれも、住所

います。

そういうセンシティブなことについても、はつきり言つて明確な規定がないんですね。O E C D の勧告とかE U指令とかそういうところと比べても、やっぱりかなりそういう部分は劣っているよう思います。その意味で、私はそういうことを明確にすべきだと思うんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(細田博之君)　自己情報コントロール権という権利について、学説等でいろいろ議論されていることは事実でございます。しかしながら、これを条文上これは自己情報は自分がコントロール権を認める、すべての自己情報は定義をすると、多分非常に広過ぎて、住所だとかもあるいは財産ですね、不動産登記だと抵当権とかも含めて、じゃ全部嫌なものは知られないようにできるのかというと、そうではないんですね。やはり社会の要請とそれから自分のプライバシーの権利との調整を図つていかなければなりません。したがつて、そこで政府案は、そのような、逆に学説上もあいまいで、かつ自己情報であれば自分でコントロールして取り消したり人に分からないようにできる、弁護士さんが調べたても調べないようになるんていう権利を作つても仕方がないんで、これは、むしろ自分から開示を求める、訂正を求める、利用停止を求める、あるいは第三者に自分の情報を提供するに当たつての本人同意を求める等のしつかりした権利を認めることが、実際に自己情報に対するコントロールの権利を認めたことになるということに十分に措置しておると見ておるわけでございます。それから、センシティブ情報も、ヨーロッパ等ではいろいろな定義がござります。しかし、その中には、何かよく分からないものもあるんです。例えば、労働組合についての情報はセンシティブ情報であると立派にもう書いてあるんですが、野党案にはそれが入っていない。じゃ、それはどうしてなのかとか、そういうことも詰めていかな

きやならないセンシティブ情報たくさんある。

それから、健康情報一般とか、あるいは財産情報も大事なセンシティブ情報でございますので、そういう定義が非常に難しいということもございまして、そういう概念は採用しておらないわけ

でございます。

○高橋千秋君　先ほど総理の方から、国民の二一
二にこたえるというサービスをしていくという話
ありますけれども、さつき裁判所のことも話出
ました。地方になるべく下ろしていくという話で
すけれども、情報公開法と比べると、これも何度
も問題になりましたが、地方で訴訟できないんで
すね。さつき総理も言わされました。

私、法律の中にやっぱりそういうことをちゃんと
入れればいいじゃないですか。別に、あえて地
方に下ろしていくんなら、そのことをきつちりと
やればいいと思うんですね。その管轄の問題で
すね、これも何度も問題になりましたけれども。
総理から先ほどそういうふうな話をされました
けれども、総理として、もう一度確認をしたいと思
うのですが、法律に入れるべきじゃないですか。總
理に是非。

○国務大臣(片山虎之助君)　この裁判管轄の問題
は当委員会でも相当議論していただきまして、今
は司法制度全体を改革しようというときにです
よ、管轄の問題も大きなテーマですから。

だから、ここでそちらの方の議論に任せて、今
回は、今の行政事件訴訟の原則的な考え方でいっ
て、できるだけ運用で、教育と医療が多いんです
から、八、九割そうですから。だから、いろんな
ことのようにするのが一番ベターだと。

司法制度改革という一つの大きい、今進行中の

ことがありますから、そこでちょっとじょじょに
この決定権を持つようにして、現場で訴訟が起
こるようになりますから。だから、いろいろな
病院だとか学校に、学校の長が開示請求その他の
権利を認めることになるということです。

それでは、より報道の自由に関する、あるいは言
論の自由に関する不安や懸念を払拭するためには
どうのような修正が必要かということで改めて法案
を出したわけですから、私は、前もそのような
報道の自由を侵害する意図は全くないし、個人の
プライバシーの保護と報道の自由、言論の自由は
両立させなきやならないといった点につきまして
は、より安心感を与える法案になつたものと考え
ております。

だからこそ、慎重に審議しよう。旧法案を提
出した際にも、私は、報道の自由、言論の自由は

場で下ろしにくいんです、事柄を見ますと。た
だ、今回の個人情報保護の場合には私は必ずしも
そうではないと思うので、運用上、対応できると
考えております。

○高橋千秋君　運用という話がありました。冒
頭に言いましたように、運用は人によるというこ
とで、かなり人によって違つてくるという思いが
ありますから、その意味ではやっぱり法律にきつ
ちりと定めていくべきだと思うんですね。

それで、先ほど総理の方からI T先進国として
いう話がありました。私は、そのI T先進国を
標榜する日本とすれば当然のことだと思います。報
道の自由という部分で今回かなり何度も何度も
やつて修正して、一度廃案になつたものがまた出
てきたと。報道の自由ということがずっと問われ
てきてるんですね。このことによって今回のこ
の法律、自民党的委員からは前の方が良かつたと
いうような話がありましたけれども、その報道の
自由が今回のこの六回の国会を経てきた中で論議
されたきたわけでありますけれども、本当にきつ
ちりと守られたというふうに思われますでしょ
うか。総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)　旧法案でも私は
報道の自由は守られていると思っていました。
しかし、多くの方々、特に報道の関係につきまし
ては各方面から不安や懸念が強く表明されま
した。そのような指摘や国会での議論を踏まえて、
それでは、より報道の自由に関する、あるいは言
論の自由に関する不安や懸念を払拭するためには
どうのような修正が必要かということで改めて法案
を出したわけですから、私は、前もそのような
報道の自由を侵害する意図は全くないし、個人の
プライバシーの保護と報道の自由、言論の自由は
両立させなきやならないといった点につきまして
は、より安心感を与える法案になつたものと考え
ております。

その意味でも、先ほど主務大臣の話がありま
した。そういう前回きな話ありましたけれども、そ
の主務大臣についても、今回のこの法律の中にそ
れはきつちり出ていないですね。今後のこの法律
の主務大臣についても、今回のこの法律の中にそ
れはきつちり出ていないですね。今後のこの法律
の主務大臣、それから主務大臣によって様々に解
釈ができるような中身があるという批判もずっと
ありました。いろいろ見ますと、本当にあいま
い抽象的な表現物すごく多いんですね。これだ
とどのようにも解釈ができる。

先ほど総理が、完全なものが前提だというお話
ありましたけれども、やはり法律というものは日本
国民全員に当然影響があるものでありますから、

大事なんだから、必ずしも、政府案は完全なもの
であるという前提、今までそれは当たり前のこと

だつたんすけれども、そういう前提是前提とし
て、多くの国会の議論を踏まえ、修正するべきは
修正してもいいんじゃないかという柔軟な対応で
臨んだわけであります。そして新法案を提出した
わけですが、また最初のときから私は報道の自
由を制限する気は全くありませんし、民主主義社
会において言論の自由、この重要さは私もよく認
識しております。

そういう点から考えまして、今回は前回よりも
それともっと問題になりましたが、地方で訴訟でき
ないんと入れればいいじゃないですか。別に、あえて地
方に下ろしていくんなら、そのことをきつちりと
やればいいと思うんですね。その管轄の問題で
すね、これも何度も問題になりましたけれども。
総理から先ほどそういうふうな話をされました
けれども、総理として、もう一度確認をしたいと思
うのですが、法律に入れるべきじゃないですか。總
理に是非。

○高橋千秋君　総理はそう言われますが、昨日の
参考人の話なんか聞いて、まだまだそうではな
いという意見もかなりあるんですね。

それで、この法律を見ますと、国民の方からの
声としては、行政、個人情報保護法の方ですが、
行政による民間事業者を一律に規制するようなも
のではないかと。先ほど総務大臣の方から、官に
甘く民に厳しいというのは当たらない、官に厳し
く民に甘いと言われました。もしそれが本當だと
して、それは当然のことなんですよ。官に厳し
いのはそれは当然、当たり前のことなんです。そ
ういう姿勢でいかなければいけないけれども、残
念ながら中身を十分見ると、やはり官に甘くとい
うところはねぐえないと思うんですね。

その意味でも、先ほど主務大臣の話がありま
した。そういう前回きな話ありましたけれども、そ
の主務大臣についても、今回のこの法律の中にそ
れはきつちり出ていないですね。今後のこの法律
の主務大臣、それから主務大臣によって様々に解
釈ができるような中身があるという批判もずっと
ありました。いろいろ見ますと、本当にあいま
い抽象的な表現物すごく多いんですね。これだ
とどのようにも解釈ができる。

先ほど総理が、完全なものが前提だというお話
ありましたけれども、やはり法律というものは日本
国民全員に当然影響があるものでありますから、

にしますが、しかしそのことによつて国民の「ア
イバシー」が丸裸になる、そのようなことがあつて
はならないという、そういう基本法制度ございま

そこで、森内閣のときには I-T 戦略会議を発足させ、二〇〇〇年六月のサミットではこのことが大きなテーマになりました。五年間で日本を I-T の先進国ナンバーワンにするという非常に意欲的また野心的な戦略で、インパクトがあったわけですが、その後、やや国民のこの I-T に対する熱が冷めているという印象を私は率直に持つわけでございます。

そこで、改めて小泉総理に、総理としてどのようにIT戦略を持つて国民生活を向上させ、さらには日本の国の繁栄を維持していくこうというお考えなのか、お尋ねをいたします。

に、今後、世界最先端のＩＴ国家を実現させるという目標を立てて、今その実現に向けて努力しているわけであります。ＩＴ社会、これはもう目覚ましい進歩を遂げていると思います。もう、今日こうしてああいう、生徒の皆さんのが傍聴されますがれども、我々の時代には想像できない、パソコンにても携帯電話にしてもＩＴ情報にしても、運用にしても知識にしても能力にしても、もう大人なんてかないませんね。

そして、このようないT情報通信技術の発達によって、専門家の分野だけでなく、いかに国民がこのIT社会の利益を受けるかということの体制を整えていくのが、最先端のIT国家実現を目指すということになります。現に、今は日本は高速インターネットのサービスの料金は世界で一番安い水準になりました。それで多くの国民は、今までだつたら住民票を取りに行くのに市役所へ出掛けていかなきやならないというのも自宅でできるようになった。先ほども言いましたように、税務の申告だつて税務署へ行く必要ない、自宅でできる。銀行の振り込みだつて、今はもう、夜帰つたら銀行閉まつているといったって

自宅でもうインターネット使つて振り込みでき
る。これもう正に、役所じゃない、国民が便益を

受けるんです。

り保護しなきやならない個人の権利を守らな
きやならない。同時に、じや報道機関に対して、
余り、個人の情報を保護するあるいは個人の権利
を守るということで、言論の自由が制約されぢや

嫌だ、報道の自由が制約されちゃ嫌だといふ不安もある。これをどうやって払拭していくか。

だから、報道の自由と言論の自由と、個人のプライバシーが侵害されるのは嫌だ、個人の情報、自分だけ（か、知らんこな）、これは守つてしま

自分がいいし、知りたくない。これはすべてはいいという。これをいかに両立させるかというのが今回の法案でありますから、私は、この点をしっかりと踏まえて、世界最先端のIT国家になるということ、言論の自由、報道の自由、そして

プライバシーの侵害を防止する、これを今後とも、今までの国会の論議を踏まえて、不安、懸念を払拭すると同時に、この法律の趣旨を生かした体制を整備していきたいと思っております。

○荒木清寛君 今も総理から答弁がありましたが、日本が先進国でありながら二十年この法整備が後れた原因の一つは表現の自由とプライバシーの調整をどうするのか、この議論に時間が掛

かつたたということがござります。
表現の自由は正に民主主義の基礎でございま
す。戦前も日本には国会もあり選挙もありました
けれども、表現の自由ということが制約をされて

戦争に突入をしていったという歴史がございまして、一方で、現在の高度情報社会におきましては、プライバシーの確立なくして個人の尊厳とい

うのは実現できない。したがいまして、両方とも憲法上の要請でありまして、それをどう調整をす

ムカニ、アマタ

そうした意味で、与党三党が昨年の十一月にこの法案の修正要綱をまとめましたのも、正にこのプライバシーの保護と、報道の自由を始めとする表現の自由をどう両立をするのか、そしてメディア

ア規制ではないということをより明確にするために、こうした要綱、修正要綱をまとめ、この通常国会での法案提出に至ったわけでござります。そこで、改めて総理に対し、総理に、このプラ

イバシーの保護と表現の自由の関係についてどう
考えておられるのか、そしてそのことがこの法案
の中はどう調整されているのか、御説明を願いま
す。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）私は、現在でも報道の自由というのは十分確保されていると思っております。ある面においては、報道機関においても言論の自由というものをよくわきまして、個

人のプライバシー侵害しないように自主的な規律というものを持つてもらいたいという気持ちを思うこと、しばしばあります。

道ぶりを見て、あきれていますよ。偽装報道どころじゃない、虚偽報道、いかに多いか。もう、これに対しても私は抗議していたら切りがないから、もう最近は見ませんよ。いろんな出版社のと

か新聞、よくもこううそが書けるのかと。しかし、仕方ない、もう政治家である限り。もう、そういう中で、一般の個人の方に対し、方も同じような報道で迷惑される方はたくさんいるんですね

ね。よく私、聞きますよ。週刊誌等を読んでいてね、新聞読んでいて、自分に関係ないことがあると思つたら、みんな本当だと思つたと。自分に関

する報道を見て初めて、いかにうそが多いかと、多く感じていると、これを何とかしてくれないかと、これだけの虚偽報道、名誉侵害。しかし、これは言論の自由、報道の自由ということを考える

と、もうある程度泣き寝入りも仕方がないなど

党修正に基づきまして、当初の案になかった公務員に対する直罰規定というものが設けられたわけでございます。

ところで、本院における審議において、防衛庁において自衛官の適齢者情報を地方公共団体から収集をしていたということが議論になりました。

いわゆる住民基本台帳の上でたれもが閲覧できる
いわゆる四情報、氏名、性別、生年月日、住所だけではなく、親の職業ですか本籍地といった情報まで収集をしていたということが問題になりました。

報道ぶりを見ますと、あたかも防衛庁がこの住民基本台帳を悪用しまして適齢者の情報を違法に集めていたかの、そうした指摘もあるわけでござりますので、今日は最後ですので、総理にこの場

で国民の皆さんに明確にしてもらいたいと思います。すなはち、防衛庁が今申し上げたような適齢者情報を収集していくことは違法やあるいは不適切なことであつたのかどうか、そしてまた、こうしたことを踏まえ、今後における個人情報の保護

に配慮した隊員募集の望ましい在り方について総理はどう考えているのか、答弁を求める。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 防衛庁が自衛官を募集する際に地方自治体に協力を求めることができるようしてまいります。この際につき青椒

○荒木清寛君 そうしたことを踏まえ、現場の自衛官の募集に当たられる方の御苦勞も今後は増えていると思います。よく総理からそうした現場の皆さんを激励をしてもらいたいと 思います。

ついでに、この件について、このように既に指示しておりますので、今までの御指摘を踏まえて、目的外利用を決してしてはならないということについてより厳格に対応するよう指示をしておりますので、適切な対応をするようによく注意していくたいと思います。

以上であります。

こうしたことで、今日、個人情報保護に関する法整備が整うわけでございまして、いよいよＩＴ革命に向けての基盤整備ができたわけでございます。冒頭述べられた総理の戦略の下に、我が国は繁栄を維持をし、国民生活を向上させるための政府一体となっての取組を求めて、質疑を終えます。

○宮本岳志君　日本共産党的宮本岳志です。
まず冒頭に、審議を通じて数々の法案の問題点
が明らかになる下で、しかも衆議院・参議院通じ
て公聴会も行わないまま本日採決ということのは我が
党は反対だということを申し上げておきたいと思

私は、この間、本委員会で警察幹部と大手サラ金業者の癒着という問題を取り上げてまいりました。一部報道もされておりますが、警察の少なくともいます。

ない幹部と大手サラ金業者との間で重大な不正、腐敗が過去十年近くにわたって行われていたという疑惑が浮上しております。時間が限られておりますので、今日はその問題の要点をパネルにして持つてまいりました。(図表掲示)

私がこの委員会に証拠を示して明らかにした事実は三つあります。

それを示す資料です。私が委員会に提出した、警察からサラ金に渡つたとされる資料には、本人の生年月日、住所、本籍地や所属団体、家族関係、犯歴など、本人の出生から今日に至るまで

の生々しい詰跡が掲載されております。二つ目は、今度は大手サラ金業者から警察幹部へのビル券や時計などの付け届け。これは、ビル券を送った相手として、警察庁、警視庁の各課、暴対、新宿署、池袋署、渋谷署、上野署

等々、さらには京都府警の警察官の名前まで記載されているというもののなんです。もしこれが事実であれば極めて重大な腐敗であり、情報漏えいだということになります。

る、重く受け止めるところの場で約束をされまし
た。

まず、総理もそれは、調査はよろしいですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) お尋ねの件につきまし
ては、警察として、今、内部情報に基づく恐喝事
件として捜査をいたしておりますが、それと併せ
まして、個人情報の漏えい等があつたのかなかつ

たのか、そういうことも含めまして調査をきちっとさせて、厳正な処分をいたすべく、私としても、國家公安委員長としても警察を督励いたしたいと思っております。そして、その上で、その調査の結果についてもこの国会に御報告をすべきも

のと考えております。
○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今の御指摘の点につきましては、調査をしていくという段階だと私は聞いております。事実関係はまだはつきりし

ませんが、恐喝事件として捜査中だという話を聞いておりますので、この結果につきましては私はきちんと報告をすべきだと思っております。

が、実は、サラ金業者から警察に渡されていたのはビール券だけではなかつたんですね。実は、信用業界からは決して出してはならない個人信用情報、これが提供されたと。警察の部下の借金情報

か提供された。そのことを示す資料もお示しをいたしました。

この信用データバンクというのはジャパン・データ・バンクというんですが、これは、警察とか引き出したということを示す資料も示したんですね。これも先ほど調査をお約束いたしました。

いえども犯罪にかかる場合でも令状なしには閲覧できないと。改めて言つておきますけれども、これは犯罪者の信用情報じやないんですよ、警察官の部下の信用情報を調べさせた疑いがあると。これは、不正にデータを持ち出されたジャパン・

データ・バンクもこれを重視して調査を開始したと聞いております。昨日、私が問い合わせたところによると、重大な問題であり今の時点で調査の状況を明らかにすることはできないが、問題の資料を見る限りその業者から出たものだろうと、こういうお答えもいただきました。

けれども、これが事実とすれば、民間信用調査機関の個人情報保護の信頼性を揺るがすこれまで重大な問題だと。それだけに私たち、私たちが求めている特に個別の法制、とりわけこの金融・信用情報の保護、これを始めとするやっぱり厳格な

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 金融分野に限ら
個別法制というものが必要だと、この一例からも
私、感じるわけですが、これも総理にお答えをい
ただきたいと思います。

○宮本岳志君　正に先ほど取り上げたこの問題、
　　ず、他の分野におきましても、個別の法制は必要
　　だという議論なり御指摘なりを今までの審議で十
　　分されております。その点も踏まえまして、今後
　　検討していくべき課題だと考えております。

今、国民のプライバシーを本当に守るんだという政府の姿勢が問われていると思っています。同時に、公務員による個人情報の不正な収集や不正な使用を本当に根絶できなければ、個人情報保護法

の名に値しないと言われると思うんですね。それで、例えばこの事件、私、一番最初に取り上げたときは警察は、調査し国会に報告すると言わなかつたんですね。最初は、捜査に支障があ

でした。私はこの点が今本当に大きな問題だと思っています。本法案の主要な欠陥ということを一つ言わせていただくと、これは主務大臣制にあらうと思うんですね。警察に関することはすべて捜

査に支障があると、こう言わなければ、外部にいる者からはこれは知る由もないわけですよ。今回の行政機関法は、警察庁掛かります、掛かりますけれども、捜査にかかるものということで、まあ除外規定があつて除かれるということになつてい

るわけですね。

それで、総理にひとつ、これは総理のお考えをお聞かせいただきたいんですが、自分で自分を律する、役所が自分で律するということが本当にできることをお考へかどうか、総理の御答弁をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 警察、特に捜査に関する情報については、これはどうしても調べなきやならない調査と、この調査を決して漏らしてはいけない、両方あると思います。この点については、やはり警察、捜査にかかる担当者といふのはやっぱりよく認識して、捜査に必要な情報と決して個人のプライバシーを侵害しちゃいかぬという観念というものにつきましては、日ごろから、適切に捜査をしながらも、法律を厳正に運用するということにつきましては、幹部から担当者含めまして、よくわきまえるような対応を図れるよう、今後も不斷の注意なり対応をしていかなければならぬと私も思つております。

○宮本岳志君 故正にやる努力をするのは当然のことだと思うんですね。ただ、私が総理にお伺いしたいのは、つまりその役所が主務大臣制で自分でやるんだというだけでも、本当に自分で自分を律するということを聞いています。いかがですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） これはだれにも言えることだと思うんです。やっぱり自分で自分を律するとお考へになるかということを聞いています。いかがです。

ただ、大事なことはやっぱり自らを律するようにそれぞれ努力していかきやならない。たまにはできない人もいるでしょう。それはしかし、一番大事なことはやっぱり自らを律するということ、これは特に公務員にとりまして、あるいは指導的立場にある者として、言論機関、報道機関などの分野にも言えることだと私は思つております。

○宮本岳志君 私は、それは甘いと言わざるを得

ないです。

一部にと、いうふうにおっしゃいましたけれども、私は、総理が総理大臣になられてこの三年間、振り返つてもらつただけでも、そういうふうなきやならない事実が一杯出でました。

例えば、外務省の不祥事というのがありました。が、これは鈴木宗男氏の事件などから発覚したものが、これは鈴木宗男氏の事件などから発覚したのも、私は、総理が総理大臣になられてこの三年間、振り返つてもらつただけでも、そういうふうなきやならない事実が一杯出でました。

刑務所問題、これは九月事件と言われる事件で、被害者がたまたま外部の病院に担ぎ込まれたことは防衛庁リスト問題もマスコミの報道から発覚したという、やっぱり端緒はそういうふうになつてゐるわけなんですよ。はつきり言つて、役所が自ら不正を明らかにしたというものはほとんどないんです。国民は役所の隠べい体質を嫌というほど見せ付けられました。

国民はだれも役所が自分で自分を規律できると、そういうふうには信じないです。総理、そう思われませんか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） いや、そう思つ

ののも無理ない事件が最近よく出ておりますし、だからこそ国会というのも存在していると、不断の監視も必要だと。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） いや、そう思つ

の会）の森ゆうこでございます。

本日、総括締めくくり質疑に当たりまして、私、基本的な考え方、問題点について総理にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この個人情報保護法の問題というのは、結局、これは教育の問題にもかかわつてくると思います。けれども、国全体の問題として大変大事なことだと思います。

○宮本岳志君 私は、システムをきちっとする必

かわる、防衛庁は防衛秘密にかかる、警察は捜査に支障がある、そう言えばだれも外から触れない、そういうところで不祥事が次々噴き出してきてるわけですよ。それも全部、偶然だつたり

勇気ある内部告発だつたりということから発覚している。このこと一つを見ても、野党が主張しているような独立性を持つた第三者機関に判断をゆだねる必要がある、これが確かなシステムになる、こう思つんですが、総理のお考へいかがですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） この点につきましては一番よく分かっているのが主管の官庁であります。しかも、報道機関、国会、いろいろな国民の監視もある、あるいは情報公開法も整備された、こういう点を活用してより良い行政運営がなされるように、今後も、国会も行政も報道機関も民間も適切に制度を運用して誤りない運用をしていくことが重要だと思つております。

○宮本岳志君 警察のことはすべて警察が決め、役所のことはすべて役所が決める、こういう仕組みでは駄目だと思ひます。野党四党が示した修正案を受け入れるということを強く求めて、私の質問を終わります。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会（自由党・無所属

の会）の森ゆうこでございます。

本日、総括締めくくり質疑に当たりまして、私は第四章に具体的な義務が書かれていますけれども、個人情報取扱事業者に該当しない者に対する規定では、個人情報取扱事業者に該当しない者は一体何をすればいいのか分からぬます。

このことにつきまして、話が長くなると

いのが、基本原則をすべて削除してしまったという点なんです。基本原則を削除したことによって、個人情報の適切な取扱いのために何をすればよいのかが明確ではなくなつたというふうに思ひます。

○森ゆうこ君 その点については、特に公務員なり

指揮的立場にある人たちにとりましてはいかに自らを律することが必要かということについては、これは教育の問題にもかかわつてくると思います。そのための個人情報保護の仕組みをいかに組み立てていくのかという問題だと思います。このネットワーク社会の特徴というのは、コンピューターがその性質上、情報をどんどん集める、そしてインター

ネットということで、あつという間にその情報が分散してしまうということなんだと思います。それがどこまで広がつてゐるか、そしてどう利用さ

れてゐるか分からぬし、また元に戻すことがで

きない。先ほど、総理はそのネット社会の光の部分だけ大変詳しく述べられましたけれども、この

負の部分、マイナスの部分、これをどうするかということが今回のこの個人情報保護法で一番問題にあります。

個人情報保護法がネット社会の基盤となる法律であるという本質的な問題を理解しないまま、過

ぎたところです。これで本当に基本法と言えるのでしょうか。その意味においては、この原則ということが示されているという点においては、私は旧法案の方がその点では優れていたのではないかと考へます。

個人情報保護法がネット社会の基盤となる法律であるという本質的な問題を理解しないまま、過

ぎたところです。これで本当に基本法と言えるのでしょうか。その意味においては、この原則とい

うことを考えるに当たっては、当然このことを前提に

するべき点だつたと思うんですね。

そして、このネットということは、国民すべて

が活用できると。ですから、国民すべてが個人情

報保護の取扱いにかかるということになる。制

度を考えるに当たっては、当然このことを前提に

考へるべきだつたわけです。つまり、何が必要だつたかといいますと、個人情報保護法といふこと、このものが基本法であるという性格、これが一番大切だと思います。すべての国民、行政であつても、報道機関、国会、いろいろな国民の監視もある、あるいは情報公開法も整備された、こういう点を活用してより良い行政運営がなされるように、今後も、国会も行政も報道機関も民間も適切に制度を運用して誤りない運用をしていくことが重要だと思つております。

○宮本岳志君 警察のことはすべて警察が決め、役所のことはすべて役所が決める、こういう

仕組みでは駄目だと思ひます。野党四党が示した修正案を受け入れるということを強く求めて、私の質問を終わります。

○森ゆうこ君 その点については、特に公務員なり

指揮的立場にある人たちにとりましてはいかに自

らを律することが必要かということについては、

これは教育の問題にもかかわつてくると思います。

○森ゆうこ君 私は、システムをきちっとする必

要があるということを申し上げたいんです。

先ほど挙げた役所ですね、外務省は外交機密に

に根本的な間違いはなかつたのか、小泉総理の見解を伺いたいと思います。総理です、総理。もう細田大臣の答弁はさんざん聞きましたので、済みません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、もう先ほども答弁いたしましたけれども、報道の自由、言論の自由に対しましてマスコミ等から不安や懸念が再三表明されました。元々、旧法案につきましても、政府としては報道の自由を制限したり、あるいは言論の自由を制限したりする意図は全くなかつたわけありますが、それでもなおかつ不安、懸念の念がなかなかぬぐい切れないという表現があつたのも事実でございます。

そういうことにもよく配慮をして、また国会の審議等を踏まえながら、そのような不安を、懸念するためには、どのような対応が必要かということとで今回法案を出し直したわけでありまして、元々、この報道の自由と個人のプライバシー侵害を防止しようという理念、基本については全く変わりないと。ただ、不安、懸念をいかに払拭するかについて、いかにより多く配慮したかという点は私はお認めいただけるのではないかと。別にマスコミに迎合したということではなくて、そのような民主主義社会の basic 理念であります報道の自由と言論の自由をいかに確保するかという点について、国民の心配を払拭をするためにはどのような修正が必要かという点について十分配慮したわけございます。

○森ゆうこ君 昨日、与党推薦の藤原参考人の方

からも、柱となる原理といふものは時代が変わつてもその法律を作つたときの原理は変わらないのだ、基本法というものの重要性について御指摘があつたわけですから。

私は、今回のこの法律の中でもう一点大変問題だ

などと思うのは、いろいろ御指摘あります、主務大臣制なんです。小泉総理、主務大臣の所管が明

らかでない分野が存在する、例えは、そもそもN

P.Oなどの市民活動の主務大臣は一体だれなのかといったような質問が本当にこの委員会でも数々

出されました。

小泉総理は、構造改革ということを掲げて、言論の自由に対しましてマスコミ等から不安や懸念が再三表明されました。元々、旧法案につきましても、政府としては報道の自由を制限したり、あるいは言論の自由を制限したりする意図は全くなかつたわけですが、それでもなおかつ不安、懸念の念がなかなかぬぐい切れないという表現があつたのも事実でございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 三三分で答えると

いうのはとても無理ですよ。全部使つていいですか。

○森ゆうこ君 いや、ちょっとだけ残してください。二分。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、税金も必要な分野に重点的に配分する、行財政改革はあるゆる分野で見直していくべきやならない、同時に金融改革もしていく、税制改革もある、規制改

革もある、歳出改革もしていく、そして民間主導の持続的な経済成長につなげていくことが

私の内閣の最大の主眼でありますと、これを実現することによって、より自立性の高い、効率的な

政府を形作つて、経済活性化に資するか、国民生

活を豊かにしていくかというのが大きな主眼でござります。

○森ゆうこ君 官から民へということがやっぱり一番象徴的だと思うんですけれども私は、この

主務大臣制ということが官僚の権限、そして裁

量、この懸念を、やっぱりいつまでも残る問題だ

と思うんですね。この点がこの委員会の審議の中でも最後まで懸念として残つたわけです。

今回、昨日ですね、K.S.D問題の村上正邦元芳

働大臣が実刑判決を受けました。これは、政官業

癒着、業界指導による官僚の支配ということで、

そしてそこに政治家が介在する、この問題の象徴

だったと思うわけですね。

この個人情報保護法が相変わらず主務官庁制と

いう旧来の形態を脱ぎ切れていない、これは総理

の掲げる構造改革ということに根本的に反するの

を

おつしやる構造改革というのは、官から民へ、官

僚支配で閉塞した日本から新しい自立した市民に

改革ではないですか。小泉総理の言う構造改革とは一体何なんでしょうか。お答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 三三分で答えると

いうのはとても無理ですよ。全部使つていいですか。

○福島瑞穂君 いや、ちょっとだけ残してください。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

この委員会において、行政情報、個人情報両方

の問題点が、矛盾点が大変明らかになります。

した。これらの法案は廃案にすべき、せめて四野

の修正案、少しでも考慮をべきであると、公

聴会もなく、議論がされていることに強く抗議を

したいと思います。

ところで、防衛庁のリスト問題、防衛庁に

よる適齢者情報収集問題、警視庁の個人カード作

成問題、信用情報提供問題など、個人情報の官に

よるたらい回し、それから情報の流出が大変明ら

かになりました。

防衛庁だから問題というのではなくて、官庁が

四つの個人情報を取るのも問題です。

今回、防衛庁の

この適齢者情報収集で明らかになつたのは、本籍

を取りつたり、家族の勤務先を取つてつたり、

かになりました。

防衛庁だから問題というのではなくて、官庁が

</div

<p>○福島瑞穂君　いや、おかしいですよ。民に関する問題に対しても国会はきちっと見張る必要があります。でも、民は主務官庁がある。しかし、官については、官の中での問題が起きたときに官を呼び出したり官を調査したりという部門がないことが問題である。国会ももちろん頑張ります。しかし、官がちゃんとやらないことが、総理、今後、この点については是非見直しや検討が必要であると考えますが、いかがですか。</p> <p>済みません、片山さんからはもう十分聞いたので、というか、いいです。総理、お願いします。</p> <p>○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関の方の個人情報保護は総務大臣が所管大臣で、そのために総務大臣の事前チェックを始めとする権限が、御承知かと思いますけれども、四十九条から五十一条に書いてあるんですよ。利用状況の調査もする、公表もする、悪いことがあれば意見も言う、調べられる。こうすることをしっかりと機能させて信頼を回復するようにしますけれどもね。</p> <p>防衛省は、そこまではというあれはあるけれども、ひとつも違法でも何でもないんですよ、そこは是非御理解賜りたい。</p> <p>○福島瑞穂君　総理が配慮に欠けていたと言い、総務大臣が問題ないという答弁をまたされるという非御理解賜りたい。</p> <p>○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質問を終了いたしました。</p> <p>内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。</p> <p>他に御発言もないようですから、五案に対する質疑は終局したものと認めます。</p> <p>五案の修正について内藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。内藤正光君。</p> <p>○内藤正光君 私は、ただいま議題となつております</p>
<p>ます個人情報の保護に関する法律案外四法律案に對しまして、民主党・新緑風会・日本共産党・国民連合会及び社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。</p> <p>その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。</p> <p>今日、情報通信技術の急速な進展に伴い、多様な個人情報の利用が飛躍的な広がりを見せております。</p> <p>り、個人情報保護法制の必要性は、我々野党も一致して認めるところであります。</p> <p>しかし、我々は、個人情報保護に対する基本的な哲学において政府と考え方を異にしており、また、行政機関の保有する個人情報保護の在り方はまだまだ甘いものと断ぜざるを得ません。</p> <p>こうした見地に基づき、我々野党四会派は、国民の個人情報を適切に保護するために、五法律案に対する修正案を提出するものであります。</p> <p>以下、各修正案の主な内容を御説明いたします。</p> <p>まず、個人情報の保護に関する法律案への修正案について申し上げます。</p> <p>第一に、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与するという自己情報コメントロール権を第一条の目的規定に定め、個人情報取扱事業者の義務の部分で具体化しております。</p> <p>第二に、個人情報の保護に関する法律案への修正案について申し上げます。</p> <p>第三に、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与するという自己情報コメントロール権を第一条の目的規定に定め、個人情報取扱事業者の義務の部分で具体化しております。</p> <p>第三に、不服申立てがあつた場合における行政機関の長の情報公開・個人情報保護審査会への諮詢は、当該不服申立てがあつた日の翌日から起算して三十日以内に行わなければならない等といった措置を収集したときは罰則を科すこととしたいたします。また、行政機関の職員が、個人情報ファイル簿に掲載をされていない個人情報ファイルを利用したときにも罰則を科すこととしております。</p> <p>第三に、不服申立てがあつた場合における行政機関の長の情報公開・個人情報保護審査会への諮詢は、当該不服申立てがあつた日の翌日から起算して三十日以内に行わなければならない等といった措置を収集したときは罰則を科すこととしたいたします。</p> <p>第四に、個人情報開示決定等の取消しを求める等の訴訟につきましては、訴訟の管轄の特例を定めることといたしております。</p> <p>その他、本法施行後三年を目途として見直し条例を附則に加える等の修正を行つております。</p> <p>次に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する修正案でございます。</p> <p>次に、情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案でございますが、情報公開・個人</p>
<p>は金融、情報通信及び医療分野における個人情報保護について、法制上の措置を講ずるものとする旨の附則を加えています。</p> <p>その他、個人情報取扱事業者の義務規定を明確する等の修正を行つております。</p> <p>次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する修正案について申し上げます。</p> <p>まず、個人情報の目的外利用につきましては、厳格な禁止規定を設けております。例外的に、業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるときには目的的利用を認めておりますが、その際も、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聽かなければならぬことにより、行政機関の個人情報の濫用を許さないこととしております。</p> <p>第二に、公務員に対する実効的な罰則規定を設けております。行政機関の職員が、その職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記録された文書などを収集したときは罰則を科すこととしたいたします。また、行政機関の職員が、個人情報ファイル簿に掲載をされていない個人情報ファイルを利用したときにも罰則を科すこととしております。</p> <p>第三に、不服申立てがあつた場合における行政機関の長の情報公開・個人情報保護審査会への諮詢は、当該不服申立てがあつた日の翌日から起算して三十日以内に行わなければならない等といった措置を収集したときは罰則を科すこととしたいたします。</p> <p>第四に、個人情報開示決定等の取消しを求める等の訴訟につきましては、訴訟の管轄の特例を定めることといたしております。</p> <p>その他、本法施行後三年を目途として見直し条例を附則に加える等の修正を行つております。</p> <p>次に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する修正案でございます。</p> <p>次に、情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案でございますが、情報公開・個人</p>
<p>情報保護審査会の所掌事務を追加するとともに、審査会の委員数を原案の十五人から二十四人に増加させる等の修正を行つております。</p> <p>最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案につきましても、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を追加する等の修正を行つております。</p> <p>以上が、我々四会派が共同提出いたしました修正案の提案理由とその概要であります。</p> <p>何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>○委員長(尾辻秀久君) ただいまの内藤君提出の修正案のうち、個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、国会第五十五条の三の規定により、内閣から両修正案に対する意見を聴取いたします。細田国務大臣。</p> <p>○國務大臣(細田博之君) ただいまの個人情報の保護に関する法律案に対する修正案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。</p> <p>○委員長(尾辻秀久君) これより五案並びに修正案について討論に入ります。</p> <p>御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。</p> <p>○國務大臣(細田博之君) ただいまの個人情報の保護に関する法律案に対する修正案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。</p> <p>○委員長(尾辻秀久君) これより五案並びに修正案について討論に入ります。</p> <p>御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。</p> <p>○藤原正司君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の個人情報保護関連五法案に反対し、民主党、自由党、日本共産党、社会民主党提出の個人情報保護関連法案に対する修正案に賛成する立場から討論を行います。</p> <p>防衛庁が自衛官募集のために適齢者の個人情報の提供を各市町村に要求していたという事件が先日発覚しました。この事件は、行政が自分の情報を勝手に収集、蓄積して活用しているのではないかという国民の不信や不安を更に増幅させました。行政側の不透明な情報収集やセンシティブ情報の収集を明確に禁ずることのない政府案では、</p>

この国民の不信や不安を払拭できません。

以下、野党四党修正案に賛成し、政府案に反対する理由を具体的に申し述べます。

まず、基本法、行政機関法に共通する論点について述べます。

第一に、政府案には、自己情報コントロール権に関する明確な規定がなく、個人情報保護とは名ばかりのものとなりかねません。それに對し、野党修正案は、自己情報コントロール権の考え方を基本にしており、この考え方を反映した具体的な措置も講じています。

第二に、真の個人情報保護を実現するために、野党修正案は、センシティブ情報について特に慎重な取扱いを求める規定を設けておりますが、政府案にはこのような規定がありません。

次に、個人情報の保護に関する法律案に関する論点を述べます。

第一は、事業者の監督スキームについてです。政府案は、包括法でありながら個別の事業者に対してそれぞれ主務大臣が監督権限を使用するという大きな矛盾を抱えています。これでは、法の実効性が担保できない一方で、特に適用除外に関しては、放送機関、新聞社、通信社以外の報道機関がその他報道機関と一くくりにされるなど、大臣や官僚の裁量にゆだねられるおそれがあります。それに対し、野党修正案では、第三者機関に権限を与えて、国会への報告を義務付けるなど、作為的な介入や特定業者との癒着が起こらないよう、最大限配慮する内容となっています。

第二に、金融、情報通信及び医療の三分野においては、個別の情報漏洩が著しく、情報漏洩が起きた場合の被害が甚大なので、野党修正案では、本法律の公布後一年を目途として個別法を制定することとしておりますが、政府案にはそのような規定がありません。

第三は、見直し規定についてです。本法案により、規則が過度に掛かってしまう分野も出てくるかもしれません。野党修正案では、施行後三年を目途として本法律の施行状況について検討を加え、私の討論を終わります。

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますが、政府案にはそのような規定がありません。

次は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案についての論点です。

第一に、政府案では、個人情報の収集や個人情報の目的外利用についての裁量幅が大きく、本人の知らない間に個人情報が流用されたりするおそれがありますが、野党修正案では、一定の制限を設け、官僚の行動に歯止めを掛けています。

第二は、データマッチングについてです。高度

情報化に伴い、不法な目的外利用・提供などが容易になってしましました。政府は、目的外利用の制限で十分規制されると言いますが、野党案では、入念にデータマッチングに関する規定を設けています。

第三に、政府案では裁判管轄に関する明示の規

定がないため、行政庁の所在地以外には訴訟できませんが、野党修正案では、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができます。

第四に、政府案の罰則規定では、防衛庁リスト事件のような問題は不間に付される可能性が非常に高く、行政機関に甘い法案となっています。それに対し、野党修正案は、行政機関に厳しい姿勢で臨み、実効性のある罰則を設けております。

第五に、本法律が施行されても行政機関における個人情報保護が万全になるとは限りません。ゆえに、野党修正案では、施行後三年を目途として本法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますが、政府案にはそのような規定がありません。

以上のようには、政府案は、個人情報保護に名をかりて、官僚や与党政治家にとって住みやすい世の中を作るための法案にすぎません。それに対し、野党修正案は、真の個人情報保護を目指すとする規則の修正を行っております。この修正によって、この新しい法案が、メディア規制を意図したものであるという不安、懸念は払拭できたものと申します。

今日の高度情報通信社会の急速な進展の下、個人情報の有用性に着目し、国民が幅広い情報通信技術の利便性を享受することが重要な課題となっています。しかし、残念ながら、顧客名簿の流出、インターネットホームページからの個人情報の漏えいなどの事例が発生しているのも事実あります。

すなわち、今、我が国に必要なのは、個人情報のプライバシーに対する意識も高まりつつあります。

ます。

今日の高度情報通信社会の急速な進展の下、個人情報の有用性に着目し、国民が幅広い情報通信技術の利便性を享受することが重要な課題となっています。しかし、残念ながら、顧客名簿の流出、インターネットホームページからの個人情報の漏えいなどの事例が発生しているのも事実あります。

ます。

えます。

党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

す。

ます。

えます。

党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

す。

ます。

えます。

党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

す。

ます。

えます。

党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

す。

ます。

えます。

党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

す。

ます。

</

なる重大な問題が明らかになりました。これらの問題の解明をまともに行わないまま採決に付すこととは、国会の責務を放棄するものであり、極めて遺憾であることをまず指摘するものであります。

反対理由の第一は、主務大臣制を取つており、表現・言論の自由を脅かすおそれがあることです。主務大臣には、事業者の取り扱う個人情報が報道目的のか著述目的のかの判断がゆだねられており、報道や著述が狭く限定されたり、恣意的な判断がなされるという危険な構造になつています。疑惑の政治家がこの規定を根拠に苦情に応ぜよと要求し、報道の取材活動が妨害されるおそれが危惧されます。また、マスメディアを始め、NPOや市民団体、労働組合などの活動に公権力が介入する道を開くべきではありません。

反対の第二は、法案には、思想、信条など個人の名前、信用、秘密に直接かかるセンシティブ情報収集の原則禁止規定が欠落していることあります。政府は、類型化できないからとしていますが、この規定は国際基準となつております。個人情報保護条例を策定している地方自治体の六割も既に実施しており、さらに経済産業省などのガイドラインにも明記されております。

反対の第三は、自分の情報の取扱いに本人が関与し選択するという自己情報コントロール権が明記されていないため、企業や行政機関の運営が優先され、個人の権利が後景に追いやられていまます。目的的利用についても、行政の都合や利便性に偏った判断で、個人情報が國の機関から地方公共団体まで全国の行政機関で使い回しされるおそれが払拭できません。行政機関法のこうした欠陥の重大性は、委員会審議で明らかにされた、都道府県警察に個人の情報保護の法体系の網が掛けられていないことなどによつても一層浮き彫りになつたことを指摘しておくものであります。反対の第四は、政府案の策定によって、金融な

ど手厚く個人情報保護策を講ずる必要がある分野の施設がむしろ後退するおそれがあることあります。

一方、野党の修正案は、第一に主務大臣制をやめて第三者機関を設置する、第二にセンシティブ情報の収集を原則禁止とする、第三に自己情報コメントロール権を明記することなどによつて、これらの法案の欠陥を改めるものであります。

政府は、本法案の成立をもつて住基ネットの本格稼働の免罪符にしようとしていますが、とんでもありません。それは、問題が多い本法案が成立しても、個人情報の保護に万全を期するため所要の措置を講ずることにならず、住基ネットの個人情報の漏えいの危険性がなくならないからであります。

日本共産党は、今後も基本的人権の大切な柱であるプライバシー権を守り、個人情報の保護と表現・報道、言論の自由を守るために国民の皆さんとともに全力を尽くすことを申し上げ、討論を終ります。

○森ゆうこ君 私は、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して、政府提出の個人情報保護関連五法案に反対し、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会及び社会民主党・護憲連合共同提出の修正案に賛成する立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、主務大臣制であります。

小泉総理の提唱する構造改革は、正に官から民へということを柱としていたはずです。にもかかわらず、この法案において、民間事業者の監督を官の代表たる主務大臣に任せたことは、構造改革に逆行する発想ではないでしょうか。

行政のため、企業のための個人情報保護であつてはならないのです。参議院における審議において、所管が明らかでない分野が存在するこ

とや競合する分野があることなど、主務大臣制を

運用するに当たつての多くの問題が明らかになつた。

このように、政府提出の五法案は、私が当委員会で指摘したその他多くの問題点を含むものであります。国民が持つネットワーク社会への不安を払拭する内容とはなつておりません。四会派で共同提出した修正案は、国民の立場に立ち、これらの問題点をおおむね解消する内容となつております。

国民すべてに個人情報保護の必要性につき問題意識を持つてもらい、個人情報漏えいなどの不適正な取扱いに伴う被害を防止するものとして、個人情報保護法制定は必要不可欠のものであります。

また、今この瞬間にも個人情報の漏えいは起つているかもしれません。個人情報保護は正に緊急を要する問題なのです。政府は、これらの問題意識からこの五法案を提出したはずですが、これらは現下の状況を解決するものとはなつております。

反対の第一の理由は、個人情報保護法には基本法としての性格が欠如していることがあります。

一部マスコミからの強い批判を受けて基本原則を削除したことにより、個人情報保護法は民間事業者の規制法という性格に転化してしまつたのです。そのために、だれのための個人情報保護法案か、だれのための法制化かという点が不明確であります。

反対の第二の理由は、主務大臣制であります。

小泉総理の提唱する構造改革は、正に官から民へということを柱としていたはずです。にもかかわらず、この法案において、民間事業者の監督を官の代表たる主務大臣に任せたことは、構造改革に逆行する発想ではないでしょうか。

行政のため、企業のための個人情報保護であつてはならないのです。参議院における審議において、所管が明らかでない分野が存在するこ

とや競合する分野があることなど、主務大臣制を

運用するに当たつての多くの問題が明らかになつた。

このように、政府提出の五法案は、私が当委員会で指摘したその他多くの問題点を含むものであります。国民が持つネットワーク社会への不安を払拭する内容とはなつておりません。四会派で共同提出した修正案は、国民の立場に立ち、これらの問題点をおおむね解消する内容となつております。

以上、政府提出の五法案に反対し、四会派共同提出の修正案に賛成であることを表明して、私の討論を終わります。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました内閣提出個人情報保護関連五法案につきまして、政府原案に反対し、野党共同提案の修正案に賛成の立場で討論を行います。

高度情報社会の進展、住民基本台帳法の改正、警察を始め各種機関からの情報流出・漏えい事件など、個人情報の保護の必要性が高まっており、私たちも個人情報保護法を早く制定すべきだと考えております。かのJ.S.ミルが、人は、自分自身、その身体、そしてその精神の主権者であるとしながら、行政の能率の追求や経済利益の追求、便利さの追求が優先され、個人の尊厳が極め

て弱い位置付けに置かれてきたのが現実の世界で

あります。ここに光を照らし、個人情報の本来の持ち主の権利を保障するのが本来の個人情報保護法で

あります。

このような個人情報の保護を求める国民の期待を逆手に取り、提出された政府案は、行政に甘い一方、表現の自由、報道の自由や広範な自由な市民活動を規制し、個人のプライバシーへの国家介入をもたらす危惧を抱かせるものとなつてきました。今回の再提案も、野党四党を始めマスコミや市民団体などからの激しい反対を受け、昨年末に廃案となつたものについて、根幹を変えずに法案成立のための小手先の修正を図つたものにすぎません。

本委員会における審議では、民間法制が広く市民を主務大臣の裁量や監督下に置くこと、個人情報取扱事業者と主務大臣をめぐり様々な矛盾点、疑問点があること、何が報道に当たるかなどを含め主務大臣の裁量や判断にゆだねられていること、出版社は適用除外として明記されていないこと、死者の情報の在り方や個別法の必要性など、大きな問題は変わつてないことが改めて浮き彫りになりました。

このように、政府提出の五法案は、私が当委員会で指摘したその他多くの問題点を含むものであります。国民が持つネットワーク社会への不安を払拭する内容とはなつおりません。四会派で共同提出した修正案は、国民の立場に立ち、これらの問題点をおおむね解消する内容となつております。

す。

案文を朗読いたします。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案

膨大な個人情報を保有する行政機関の特性及び高度情報通信技術の急速な発展が国民生活に及ぼす影響にかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、行政機関の保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の実効性を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る義務規定の適用除外の解釈に当たっては、個人の権利利益の保護の観点から十分に配慮すること。

二、一年以内に消去することとなる記録情報の記録する個人情報ファイル等、総務大臣への事前通知の対象とならないものについても、運用の厳格化を図ること。

三、保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行うとともに、利用目的が異なる二以上の個人情報を電子計算機を用いて照合し、又は結合する場合には、個人の権利利益を侵害しないよう十分に留意すること。

四、開示決定等の期限等については、請求者の権利行使を侵害しないように厳正に運用するとともに、個人情報に係る訴訟に関しては、地方在住者に対する不利益にならないようないままでの本委員会の決議とすることに決定いたしました。

五、思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳

密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加えること。

六、個人情報の取得に当たっては、防衛庁リスト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。

七、本法施行後三年間は、施行状況調査に当たり、調査項目等についてパブリック・コメントを行うこと等により、調査内容の充実を図ること。

八、本法を適正に運用していくため、責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

九、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について、配偶者からの暴力の防止等の観点から、現状を把握し、関係者の意見を聴いた上で、所要の措置を検討すること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(尾辻秀久君) 全会一致と認めます。されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) ただいま岡崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) 少数と認めます。よつ

て、内藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の採決を行います。

○委員長(尾辻秀久君) 次に、独立行政法人等の

保有する個人情報の保護に関する法律案の採決を行います。

まず、内藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) 少数と認めます。よつ

て、内藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、情報公開・個人情報保護審査会設置法案の採決を行います。

まず、内藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 少数と認めます。よつ

て、内藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(尾辻秀久君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律等の修正を行います。

午後零時三十八分散会

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第二十八条」に、「第五章 雜則(第五十一条～第五十五条)」を「第五章 個人情報保護委員会(第五十条～第六十四条)」に改める。

第六条～第六十九条」を「第六章 雜則(第六十五条～第六十六条)」に改める。

第七章 罰則(第六十七条～第七十一条)

〔参考〕

第一条中「かんがみ」の下に「表現の自由を尊重しつつ」を、「定め」の下に「並びに」を加え、

が関与することその他の「」を加える。

第三条に次の二項を加える。

2 思想及び信条、心身の状況、経歴等に関する

個人情報であつて一般に公表されることを欲しないとされるもの並びに差別の原因となるおそれのある個人情報は、特に慎重な取扱いが図られなければならない。	
第七条第二項第五号中「第四十条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。	
第五十九条第一号中「第四十条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第七十一条とす。	
第五十八条を第七十条とする。	
第五十七条中「第三十二条又は第四十六条」を「第三十三条又は第四十七条」に改め、同条を第六十九条とする。	
第五十六条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第六十八条とする。	
第五十七条中「第三十二条又は第四十六条」を「第三十三条又は第四十七条」に改め、同条を第六十九条とする。	
第五十六条中「第三十四条第一項」の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
第六章を第七章とする。	
第五十五条(見出しを含む。)中「政令」の下に「又は個人情報保護委員会規則」を加え、第五章中同条を第六十六条とする。	
(適用除外)	
第六十五条 個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う場合において、その目的の全部又は一部が次の各号に掲げる目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。	
一 報道の用に供する目的	
二 著述の用に供するものほか、不特定かつ多数の者に対する、情報を発表し、又は伝達する活動(個人情報を記録した名簿、個人の住宅の所在を明らかにする地図その他これらに類する個人情報データベース等であつて政令で定めるものを発表し、又は伝達する活動を除く。)の用に供する目的	
第五十三条 個人情報保護委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。	
2 委員長は、個人情報保護委員会の会務を総理し、個人情報保護委員会を代表する。	
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその	
指名する委員が、その職務を代理する。 (委員長及び委員の任命)	
第五十五条 委員長及び委員は、職務上知ることができる秘密を漏らしてはならない。その職をに関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。	
第五十六条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	
第五十七条 委員長及び委員は、在任中、當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。	
第五十八条 委員長及び委員は、職務上知ることができる秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
第五十九条 委員長及び委員は、委員の任期満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるかららず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができます。	
第六十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を任務とする個人情報保護委員会を設置する。 (設置)	
第五十一条 個人情報保護委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 (所掌事務)	
第五十二条 個人情報保護委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 個人情報取扱事業者に対する個人情報の適正な取扱いのための必要な監督に関すること。 二 第三十八条第一項の規定による認定及び認定個人情報保護団体に対する認定業務に係る必要な監督に関すること。	
三 前二号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務 (職權行使の独立性)	
第五十三条 個人情報保護委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。	
第五十四条 委員長は、個人情報保護委員会の会務を総理し、個人情報保護委員会を代表する。	
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその	
指名する委員が、その職務を代理する。 (委員長及び委員の服務等)	
第五十五条 委員長及び委員は、職務上知ることができる秘密を漏らしてはならない。その職をに関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。	
第五十六条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	
第五十七条 委員長及び委員は、在任中、當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。	
第五十八条 委員長及び委員は、職務上知ることができる秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
第五十九条 委員長及び委員は、委員の任期満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得なければならぬ。 (任期)	
第六十条 委員長及び委員は、再任されることができる。 (会議)	
第六十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。 一 委員長及び委員は、前任者の残任期間とする。 二 委員長及び委員は、再任されることができる。 三 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。 (身分保障)	
第六十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはできない。 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。 二 個人情報保護委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。 三 第五十四条第三項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。 (罷免)	
第六十三条 委員長は、個人情報保護委員会の事務局長及び委員は、委員長とみなす。 (事務局)	
第六十四条 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、第五十三条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。 (規則の制定)	
第六十五条 委員長及び委員は、個人情報保護委員会の事務局長及び委員は、委員長とみなす。 (規則の制定)	
第六十六条 委員長及び委員は、個人情報保護委員会の事務局長及び委員は、委員長とみなす。 (規則の制定)	
第六十七条 委員長及び委員は、個人情報保護委員会の事務局長及び委員は、委員長とみなす。 (規則の制定)	

が困難な場合は、利用目的の公表をもつて足りる。

第十八条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項第三号中「遂行に」の下に「著しく」を加え、同項第五項とし、同項第三項中「利用目的について」を「利用目的を」に改め、「又は公表し」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、本人に通知することにより多額の費用を要することとなる場合その他の本人への通知が困難な場合は、変更された利用目的の公表をもつて足りる。

第十八条第二項の次に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

3 前項の明示は、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)その他の情報通信の技術を利用して政令で定めるものによる。以下同じ。)により行わなければならぬ。ただし、本人の同意があるときは、この限りでない。

第十七条を第十八条とする。

第十六条第三項第三号を削り、同項第四号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同号を同項第三号とし、同条を第十七条とする。

第四章第一節中第十六条の前に次の二項を加える。(特に慎重な取扱いをする個人情報)

第十五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報を(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。

一 思想及び信条に関する事項
二 医療に関する事項

三 福祉に係る給付に関する事項

四 犯罪の経歴に関する事項

五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生

地及び本籍地

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、

一 法令に基づく場合

二 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合

四 附則第一条中「第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定」を「第七章まで第五十四条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)を除く。)の規定並びに次条から附則第八条までの規定並びに附則第十七条中内閣府設置法第四条第三項第一号を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

五 第四条第三項第五十八号の次に一号を加える。第六条第二項の改正規定及び同法第六十四条の表の改正規定に改める。

六 第七条中第四条第三十八号の次に一号を加える。第七号を第十七号とする。

七 第十六条第三項第三号を削り、同号を同項第三号とし、同条を第十六条とする。

八 第四章第一節中第十六条の前に次の二項を加える。

九 第十五条を第十六条とする。

十 第十六条を第十七条とする。

十一 第十七条を第十八条とする。

十二 第十八条を第十九条とする。

十三 第十九条を第二十条とする。

十四 第二十条を第二十一条とする。

十五 第二十一条を第二十二条とする。

十六 第二十二条を第二十三条とする。

十七 第二十三条を第二十四条とする。

十八 第二十四条を第二十五条とする。

十九 第二十五条を第二十六条とする。

二十 第二十六条を第二十七条とする。

二十一 第二十七条を第二十八条とする。

二十二 第二十八条を第二十九条とする。

二十三 第二十九条を第三十条とする。

二十四 第三十条を第三十一条とする。

二十五 第三十一条を第三十二条とする。

二十六 第三十二条を第三十三条とする。

二十七 第三十三条を第三十四条とする。

二十八 第三十四条を第三十五条とする。

二十九 第三十五条を第三十六条とする。

三十 第三十六条を第三十七条とする。

附則第六条中「この法律」を「附則第一条规定する規定期」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を附則第八条とし、同条の次に次の八条を加える。

(個別法の制定)

第九条 政府は、金融、情報通信及び医療の分野における個人情報について、この法律の公布後二年を目途として、第六条第三項の法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条规定する規定期の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のよう改定する。

第十四条の二中「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を加える。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第十五条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のよう改定する。

第十六条 構造改革特別区城法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のよう改定する。

第十七条中「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第十八条 構造改革特別区城法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のよう改定する。

第十九条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十一条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十二条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十三条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十四条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十五条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十六条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第二十七条 「個人情報保護委員会規則」を「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区城法の一部改正)

第十一條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のよう改定する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のよう改定する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十九条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の二年を目途として、第六条第三項の法律の公布後二年を目途として、第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

書に規定する規定に、「第二十二条第一項」を「二十四条第一項」に改め、同条を附則第五条とする。

らず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め
同条を第二十八条とする。

本人」に改め、同条第一号中「開示請求者以外の個人に」を「開示請求者（第十四条第二項の規定によ

附則第二条の前の見出しを削り、同条中「」の法律を「附則第一条」に規定する規定に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を附則第四条とする。

(本人の同意に関する経過措置)
第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を

第二十五条を第二十六条とする。
第二十四条第四項中「第十八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。
第二十三条第一項中「第四十三条及び第四十一条」を「第四十二条及び第四十三条」に改め、同

附則第一条の次に次の二条を加える。

(最初に任命される委員長及び委員の任命及び任期)

含む個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日以後最初に任命される個人情報保護委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第五十四条第二項及び第三項

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、平年度において約十七億円の見込みである。

並びに第五十六条第三号の規定を準用する。
前条ただし書に規定する規定の施行の日以後
最初に任命される個人情報保護委員会の委員の
任期は、第五十五条第一項本文の規定にかかる
目次中「第九条」を「第十一条」に、「第十一条・第
二十六条」を「第十四条—第二十七条」に、「第二十
三条」に、「第四節 不服申立て（第四十一条—第四十
三条）」に、「第五十七条」を「五十八条」に改める。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する修正案
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中「利用が」の下に「著しく」を、「かんがみ」の下に「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利につき定めるほか」を加え、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、」を「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の」に改める。

項の規定により訂正決定等の期限が通知された場合にあっては当該期限までに訂正決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

第三十一条を第三十二条とする。

第二十九条中「当該訂正請求に係る保有個人

第三十一条第一項中「第二十八条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十二条とする。
訂正請求者は、第一項に規定する期間内（前

情報の利用目的の達成に必要な範囲内で「を削り、同条を第三十条とする。

場合にあつては当該期限までに開示決定等、なされないときは、前条第二項の決定があつるものとみなすことができる。

第十八条第一項中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第一号中「開示請求者(第十二条第一項)」を「第十四条第二項」に、「あつては、当該人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに竺二十三条第一項において同じ。」を「において當

第十三條を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一一条第一項中「第六号まで、第八号及び第九号」を「第七号まで、第九号及び第十号」に、「第三項」を「以下この条及び第五十六条」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項、第三項及び第四項の」に、「前条第一項第五号若しくは第六号」を「前条第一項第六号若しくは第七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項の規定は、次を第一項及び前二項の規定は、前条第二項各号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第

第十九条第一項ただし書中「第十二条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条に次の一項を追加し、同条を第二十一条とする。

同条を第十六条とする。
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障

条第三項を「行政機關個人情報保護法第十五条
三項」に改め、同条を第二十三条とする。
第二十一条第三項中「第十八条第一項」を「第
十条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。
第二十二条

はに、「発見を困難にするおそれ」を「発見を困難にすることが明らかであるもの」に改め、同号口から今までの規定中「関し」の下に「、開示することにより」を加え、「おそれ」を「ことが明らかであ

第二十二条第一項中「第十九条第一項」を「第十一条第一項に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十三条第二項」に、「第十九条第一項」を「第十三条第二項」に、「第十九条第一項」を「第二十条第一項中「第十一

「開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」を「次に掲げる」に改め、同号イ中「関し」の下に「、開示す

第一項第一号中「第十四条第一号」を「第十六
第一号」に改め、同項第二号中「第十六条」を「
十八条」に改め、同条第三項中「第四十二条及び
四十三条」を「第四十一条及び第四十二条」に
り、同号第二項を削除する。

理由があるを「明らかである」に改め、同条第五号中「おそれがあると行政機関の長が認める」と「つき相当の理由がある」を「ことが明らかである」に改め、同条第六号中「おそれ」を「こと」に

第二十五条を第二十六条とする。
第二十四条第四項中「第十八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。
第二十三条第一項中「第四十三条及び第四十
二条」を「第四十二条及び第四十三条」と改め、同

に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第一項並びに第二十四条第一項において同じ。)以外の個人に「に」に改め、同条第四号中「おそれ」を「こと」に、

五項とし、第一項の次に次の三項を加え、第三章中同条を第十三条とする。
2 個人情報ファイル簿は、行政機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
3 行政機関の長は、個人情報ファイル簿を作成した後、新たに個人情報ファイルを保有するに至つたときは、直ちに、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しなければならない。

4 行政機関の長は、個人情報ファイル簿に記載した事項を変更したときは、直ちに、個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
第十条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第二十一条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十二条第一項、第二十七条第一項」を「第十四条第一項、第二十八条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「次条第三項」を「次条第六項」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「以下この章」を「次号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「次項第九号において同じ。」及び「以下この章において「記録範囲」という。」を削り、「同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。
四 個人情報ファイルを利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供する場合には、当該利用目的以外の目的
第十条中第二項中第三号から第十一号までを削り、同条第三項中「又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたとき」を削り、同条を第十二条とする。
第二章中第九条を第十一条とする。
第八条第二項第一号及び第三号中「について相違な理由のある」を「ができないければ当該事務の円滑な遂行に著しい支障が生じる」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を

「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同条の規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、情報公開・個人情報を保護審査会の意見を聽くいとまがない。
3 行政機関の長は、前項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、情報公開・個人情報を保護審査会の意見を聽くいとまがない。
4 行政機関の長は、前項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、当該手続を経ないで保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。
5 行政機関の長は、第二項第一号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、当該手續を経ないで保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。
第二章中第四条の前に次の二条を加える。

（適正な取得）
第六条 行政機関は、個人情報を取得しようとするときは、適法かつ適正な方法によりこれを行わなければならない。
第三条を第四条とする。
第二章中第四条の前に次の二条を加える。
（特に慎重な取扱いを要する個人情報）
第三条 行政機関の長は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報を（公知であるものを除く。）を取り扱つてはならない。
一 思想及び信条に関する事項
二 医療に関する事項
三 福祉に係る給付に関する事項
四 犯罪の経歴に関する事項
五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地
六 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合
4 行政機関の長は、前項第一号又は第三号の規定に基づき、個人情報を取り扱おうとするときは、情報公開・個人情報保護審査会（行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。以下同じ。）の意見を聽かなければならぬ。ただし、緊急を要する場合で、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで聴くいとまがないときは、当該手續を経ないで

関する法律案に対する修正案
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように修正する。

第二条中第十九条の二の改正規定を次のように改める。
第十九条の二第一項を次のように改める。
会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

第十九条の二第一項の次に次の二項を加える。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一次に掲げる法律の規定による院長の諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十一条
ロ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第八号)

第四十一条第一項
二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第三条第三項及び第十条第三項の規定による院長の諮問に応じ、調査審議すること。

三 第一号に規定する法律の施行に関し、院長に対し、意見を述べること。
第一条のうち第十九条の三の次に一条を加える改正規定中「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の」の下に「不服申立てに係る」を加える。
第三条中第四条の改正規定を次のように改める。

第四条第三項第五十三号を次のように改める。

五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第八号)第三条に規定する事務に関すること。
第四条中第六条の改正規定の次に次の改正規定

を加える。

附則第九条中「第六条第三項」を「第六条」に改める。
第六条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

附則第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。